

《研究ノート》

中等教育における経済教育に関する若干の覚書*

山 本 英 司

目 次

- I はじめに
- II 教科書・資料集の内容の検討
 - 1 はじめに
 - 2 明らかな間違いについて
 - 3 景気の動向について
 - 4 経済成長率の動向について
 - 5 国民経済計算と国際収支について
 - 6 社会保障制度について
 - 7 労働問題について
 - 8 消費者問題について
- III 企業の種類について
 - 1 はじめに
 - 2 「公企業」の分類基準
 - 3 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律について
 - 4 「三公社五現業」の経緯
 - 5 「民営化」について
 - 6 企業の種類の区分案
 - 7 「国民経済計算における政府諸機関の分類」をめぐって
- IV おわりに

I はじめに

筆者は2005年4月に奈良産業大学経済学部に専任講師として赴任したが、その際、たまたま中学校及び高等学校の社会科並びに高等学校の公民科の教員免許を有していたことから、同じく学校法人奈良学園が経営する奈良学園中学校・高等学校でも非常勤講師として公民の経済分野を教えることとなった。対象学年は中学3年生であるが、中高一貫校ということもあり、高等学校公民科の範囲をも意識して教えてもらいたいとの意向のようであった。⁽¹⁾

* 本稿の執筆にあたっては、奈良学園中学校・高等学校の山本雅康教諭に貴重なコメントをいただいた。もちろん、ありうべき誤りは全て筆者の責任である。

(1) 中学校学習指導要領によると、「学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示して

大学での週4コマ（1コマ90分）の授業及びその他の校務に加え、週2単位時間の授業を5クラスに対して行うのは気力・体力の限界に挑戦させられたが、同時に大いに勉強にもなった。昨今は高等教育においてもその傾向が強まってきているものの、特に初等中等教育においては教える内容よりも教え方こそが重要であるところ、筆者の教え方についてはまことに心許ないものがあるとは言え、教える内容についてはいさか見くびっていたことを認めねばならない。しかしながら、仮にも京都大学大学院経済学研究科博士後期課程を修了し、非常勤講師として2002～2004年度に龍谷大学において「日本経済論」という多分に概論的な講義を担当した経験があり、2005年度前期には本務校において経済学部以外の学部の学生向けの一般教養科目としての「基礎経済学（経済学）」を担当した経験に照らしても、中学校社会科公民分野及び高等学校公民科（以下「公民」と一括）の内容は難物であり、授業の予習には大いにこすられた。

それは第1に、「公民」の扱う範囲の広さにある。そもそも大学院における研究は狭い専門分野についてのものであり、経済学全体に対する理解が行き届いているわけではない。特に、大学における経済学の概論又は入門は一般にミクロ経済学及びマクロ経済学であり、「公民」で扱う労働問題や消費者問題については全くの盲点であった。

第2に、「公民」の時事的性格にある。ベルリンの壁の崩壊・東西冷戦終結をはじめとして、現在の教科書の内容は筆者が中学・高校において学んだはずのものと大きく異なっている。しかも、現在の教科書にしてからが、過去の一時点において執筆されたものが文部科学省の検定

いない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、すべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳、特別活動及び各学年、各分野又は各言語の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない」〔文部科学省（2004），174頁〕とある。

(2) 中学校学習指導要領によると、「各分野に配当する授業時数は、地理的分野105単位時間、歴史的分野105単位時間、公民的分野85単位時間とすること」〔文部科学省（2004），197頁〕とある。なお、1単位時間は学校教育法施行規則別表第2の備考より50分である〔文部科学省（2004），172頁〕。中学校学習指導要領には「各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間〔……略……〕の授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする」〔文部科学省（2004），176頁〕とあるので、週あたりに換算すると、地理的分野3単位時間、歴史的分野3単位時間、公民的分野2～3単位時間となる。公民的分野には「現代社会と私たちの生活」「国民生活と経済」「現代の民主政治とこれからの社会」の3つの内容が含まれるので、勤務校におけるように経済分野だけで週2単位時間というのはかなり多めということになる。

ちなみに、高等学校学習指導要領によると、「単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする」とした上で、公民科は「現代社会」「倫理」「政治・経済」いずれも2単位が「標準単位数」となっている〔文部科学省（2005），126頁〕。

を受け、翌年度に各教育委員会や各学校の採択にかけられ、さらにその翌年度に学校現場において使用されるという性質上、その間にも世の中は動いていることから、必然的に内容が変化に追いつかなくなってしまっている。⁽³⁾ こうした教科書の欠点を補うものが毎年改訂される資料集のはずであるが、これにもどうしても時間差が避けられない。しかも、筆者が中学・高校に在学中はあまり気付かなかったことであるが、仮にも経済学を学んできた現在の目から見て、執筆時点と現在との時間差に帰することのできない執筆時点における間違いと言うべき箇所が多く発見されたことは大きな驚きであった。

第3に、これは多分に筆者の性格に帰せられることであるが、中等教育段階においては明らかに生徒に教えるべきではない細かな事柄についても、教える側としてはどうしても気になってしまふことがある。喻えて言うならば、数学において円周率 π は、小数では $3.14159265358979\dots$ と表される無理数である。これを「3」と教えたり「3.14」と教えたりすることは厳密には間違いとも言えようが、児童・生徒の発達段階を考えるならばそのように教えることは許されるのみならずむしろ必要なことでもあろう。しかしながら、「2」と教えたり「3.13」と教えたりしては明らかに間違いである。そこで教える側としては、生徒の発達段階に応じて上手な「嘘」をつくためにも、やはり正確なところを理解しておきたいと思ってしまうものなのである。その点、「公民」を教える過程で今更ながらに色々と疑問が沸いてきて、調べてみると、大いに勉強になったのみならず、お恥ずかしいことながら、これまでに実は明らかな間違いを教えていたことに気付かされもしたのであった。

勤務校での「公民」授業は2005年度の1年間かぎりであったが、以上の勉強の成果をそのまま埋もれさせておくのは惜しいのではないかという気がしたのが本稿を執筆しようと思った動機である。一つには筆者自身の心覚えとして勉強の成果を残しておきたいということもあるが、中学・高校の教員の方々にも参考にしていただけるであろうし、筆者を引き合いに出すのは恐縮であるが、専門分野に凝り固まった大学教員の中にもあるいは盲点であったこともあるであろう。また、教科書や資料集の出版社にも参考にしていただければと願うものである。もちろん本稿は独創的な研究成果を明らかにした学術論文には当たらず、「研究ノート」として発表する次第である。

以下、本稿において頻繁に参照する教科書・資料集として下記のものを用いる。これらは勤

(3) 折しも本稿執筆終盤に至って、2007年度から使用する高校教科書の検定結果を文部科学省が2006年3月29日に発表したと、同月30日付の新聞各紙は報じている。2005年度に執筆し、検定を受けた教科書が、2007年度から使用されるわけである。

(4) 中学校学習指導要領の公民的分野についての「内容の取扱い」には、「生徒が内容の基本的な意味を理解できるように配慮して、専門用語を乱用したり細かな事柄や程度の高い事項の学習に深入りしたりすることを避け、日常の社会生活と関連付けながら具体的な事例を通して政治や経済などについての見方や考え方の基礎が養えるようにすること」〔文部科学省（2004），194頁〕とある。

務校において採用されている教科書・資料集であるが、筆者は採用に関わっておらず、他の教科書・資料集と比較して特に間違いが多いと主張するものではない。⁽⁵⁾

- ・田邊裕ほか『新しい社会 公民』東京書籍、2001年3月30日検定済、2004年2月発行。本稿では以下、「中学校「公民」教科書」と略記する。
- ・佐々木毅ほか『現代社会』東京書籍、2002年3月20日検定済、2006年2月発行。本稿では以下、「高等学校「現代社会」教科書」と略記する。
- ・市川格ほか(編)『テーマ別資料 政治・経済 2006』東京法令出版。本稿では以下、「高等学校「政治・経済」資料集」と略記する。

II 教科書・資料集の内容の検討

1 はじめに

本節においては、教科書・資料集の内容の検討を行う。まず、執筆時点における明らかな間違いについて簡単に検討を行う。続いて、執筆時点においては必ずしも間違いではなかったであろうものの、その後の世の中の動きによって結果的に「間違い」になってしまったことを中心に、やや複雑な問題について、おおむね高等学校学習指導要領における「政治・経済」についての「内容」に列挙されている項目の順序に従って検討を行う。ただし、企業の種類をめぐる問題についてはかなりの分量があるので別に節を設けて第Ⅲ節において論じることとする。

2 明らかな間違いについて

本小節においては、執筆時点における明らかな間違いについて、高等学校「政治・経済」資料集の頁順に従って簡単に検討を行っていく。なお、中学校「公民」教科書及び高等学校「現代社会」教科書には明らかな間違いが存在しないというわけではない。また、ここで紹介した以外に高等学校「政治・経済」資料集には明らかな間違いが存在しないというわけでもない。検討にあたっては、最初に【事例】を掲げ、引き続き検討を行うという形式で行う。

【事例1】

レーガノミックス

財政赤字と経常赤字という「双子の赤字」に苦しんでいたアメリカで、1981年に就任したレーガン大統領が、これを解消するために打ち出した一連の経済政策。大幅減税により産業の活性化を図る一方で、行革による大規模な歳出削減を行った。

(5) なお、筆者自身は2005年度の授業においては下記の中学校「公民」教科書と『テーマ別資料 政治・経済』の2004年度版とを用いたものである。公平を期すために本稿においては最新版について検討することとした。

[高等学校「政治・経済」資料集87頁]

これは明らかに間違いである。財政赤字と經常収支赤字という意味での「双子の赤字」はレーガノミクスによってこそ生み出された。筆者自身は、レーガン政権による大規模減税によって財政赤字が拡大し、それが国内貯蓄では貯いきれないため海外から資金調達をしようとして高金利政策を採らざるを得ず、それによってもたらされたドル高が貿易赤字の拡大を招き、ひいては經常収支を赤字に転落・拡大させたとの理解に立つが、以上のメカニズムについては異論もあり得るであろう。しかしながら、メカニズムはともかくとして客観的な統計データの示すところによれば、レーガンが大統領選挙を戦った1980年及び就任した1981年においてはアメリカは貿易収支こそもともと赤字であったものの經常収支は黒字であった。そして、レーガン政権下において貿易赤字が拡大するとともに1982年から經常収支は赤字に転じたのである。

【事例2】

Side Story リカードとリスト

リカードが活躍した18世紀前半のイギリスは、世界に先がけて産業革命を終え、「世界の工場」としての地位を築いていた。リカードの主張は母国の国益にかなうものであった。一方、リストが活躍した18世紀後半のドイツは産業革命途中の途上国であり、当時のドイツにとって、リストの説はドイツの立場を代弁するものであった。

[高等学校「政治・経済」資料集131頁、原文のふりがなは省略]

リカードは1772年生、1823年没であり、主著『経済学及び課税の原理』の出版は1817年である。よってリカードが活躍したのは「19世紀前半」であろう。少なくとも「18世紀前半」には生まれていない。また、リストは1789年生、1846年没であり、主著『経済学の国民的体系』の出版は1841年である。よってリストが活躍したのもリカードと同じく「19世紀前半」であるが、若干リカードより時代が下がることを強調するために「19世紀半ば」と言っても差し支えないであろう。少なくとも、いくらリストが早熟であったとは言え、「18世紀後半」には活躍しそうがなかったであろう。

【事例3】

1602（英）エリザベス救貧法 公的扶助のはじまり

[高等学校「政治・経済」資料集145頁]

エリザベス救貧法は1601年制定のはずである。実際、同資料集135頁の「世界の社会保障制度の歩み」には、「1601（英）エリザベス救貧法制定（労働能力のない窮民だけ救済、労働能

力のある窮民には授産)」[ゴシック体は原文ママ]とある。

【事例4】

高等学校「政治・経済」資料集160頁には、「公害関連年表」が掲げられているが、その中に、「72 「公害健康被害補償法」制定（汚染者負担の原則）」、「94 環境基本法制定」、「95 水俣病訴訟終結」などとある [いずれもゴシック体は原文ママ]。

これらについて、公害健康被害補償法制定は1973年、環境基本法制定は1993年の、それぞれ明らかな間違いである。また、「95 水俣病訴訟終結」とあるのも明らかな間違いであろう。確かに、1995年6月に水俣病訴訟の政治決着が図られ（正式な訴訟の和解は1996年5月）、その限りでは「水俣病訴訟終結」と言えなくもなかった。しかしながら、いわゆる関西訴訟は継続し、2001年4月に大阪高裁が国と県の責任を認める判決を出し、2004年10月には最高裁で国と県の責任が確定しているのである。さらに、2005年10月3日には新たな訴訟も起こされている（『朝日新聞』2005年10月3日）。関西訴訟にいかなる判決が下されるかは事前に予測できなかつたとは言え、関西訴訟が継続していること自体は当時から明らかであったので、「95 水俣病訴訟終結」はやはり執筆時点における明らかな間違いと言わざるを得ない。

3 景気の動向について

以下、執筆時点における明らかな間違いとは言い難いや複雑な問題について、それぞれの問題ごとに小節を設けて順次検討を行っていく。

【事例5】

1980年代の後半から90年代の初頭にかけて、日本経済はバブル経済とよばれる事態になりました。[……略……]しかし、バブルが崩壊すると日本経済は一転して不況（不景気）におちいり、現在でも、その後遺症から立ち直っていません。

[中学校「公民」教科書120頁、ゴシック体は原文ママ、原文のふりがなは省略]

【事例6】

日本経済は今、大きな転機に立たされている。1990年代は日本経済にとっての「失われた10年」といわれ、不振は現在まで続いている。企業の生産・投資の活動は振るわず、消費の低迷がこれに追いうちをかけ、デフレスパイラルといわれる現象もみられるようになった。

[高等学校「現代社会」教科書93頁]

【事例 7】

高等学校「現代社会」教科書90頁には、「日本経済の歩み（経済要覧ほか）」という年表を兼ねた図があり、「投資景気」「神武景気」「岩戸景気」「オリンピック景気」「いざなぎ景気」「列島改造景気」、そして名称のない部分を3つはさんで、「平成（バブル）景気」に至るまでの10の部分が地の色とは別の色で際立たされており、明示的な説明は見られないものの、それらが景気拡張期であることが暗示されている。しかしそうなると、1991年の初め頃より少なくとも一番右の目盛の2005年までの地の色の部分が景気後退期を暗示していることになる。⁽⁶⁾

【事例 8】

高等学校「政治・経済」資料集121頁には、「政経のエッセンス 戦後日本経済のあゆみ」との表題の下、「バブル経済とその崩壊」という項目において、「(1)バブルの発生」「(2)バブル崩壊」に続いて、「(3)平成不況」として、「不良債権問題←資産価値の下落」から「小泉内閣の構造改革」までが扱われている⁽⁷⁾ [いずれもゴシック体は原文ママ]。

(6) ただし、同図に同時に表示されている実質経済成長率のグラフは2002年までしかプロットされておらず、年表の最新の事項も「金融ビッグバンスタート（98）」であるので、2005年の目盛に意味はないのかもしれない。

(7) なお、高等学校「政治・経済」資料集116頁には、「高度成長後の日本経済のあゆみ（1971～2000年）」という項目において、「（『日本国勢団会』各年版）」と出典を示した上で、年表を兼ねた図があり、名称が付けられているのは「第一次石油ショック」「第二次石油ショック」「円高不況」の3つであるが、6つの部分が灰色で際立たれており、明示的な説明は見られないものの、それらが景気後退期であることが暗示されている。そこでは1991年から1993年までが最後の景気後退期となっており、この図だけからは、1994年以降2000年まで景気拡張期が続いているかのような印象が与えられる。

また、同資料集99頁には、「日本の景気変動と経済成長」という項目において、「（『日本国勢団会』2005/06、『経済統計年鑑』2005より作成）」と出典を示した上で図があり、ここには明らかに景気拡張期間と景気後退期間と思われる数字が記されているものの、数字が記されている最後は1997年半ば頃から1999年初め頃までの景気後退期と思われる影が付けられた部分であり、それ以降2005年まで景気拡張期が続いているかのような印象が与えられる。なお、当該景気後退期には「26」との数字が記されているが、『経済要覧 平成16年版』の「主要経済年誌」に、2001年12月21日について「内閣府は第12循環の景気の山を平成9年5月、谷を平成11年1月に確定するとともに、第13循環の景気の山は平成12年10月と暫定的に設定。拡張期間は21ヵ月と戦後最短」[内閣府経済社会総合研究所（2004）、263頁]とあるとおり、「26」ではなく「20」のはずである。「0」を「6」と見間違えたとも考えられるが、同書には2000年6月19日について「経済企画庁は平成10年から始まった景気後退の転換点（景気の谷）を、暫定的に平成11年4月に設定（後退期間は25ヵ月、第12循環（谷から谷）は66ヵ月）」[内閣府経済社会総合研究所（2004）、262頁]とあるので、あるいはこれと何か関係あるのかもしれない。ちなみに、資料集同頁の図には景気動向指数のグラフも記されているところ、図の横に「景気動向指数」として「生産・在庫・設備投資・株価など25の重要な指標について3か月前の水準と比較し、景気が上向きか下向きかを判断しようというもの」などと説明があるが、景気動向指数の採用系列は第9次改訂により、2004

以上より、バブル崩壊後、「現在」に至るまで一貫して不況又は景気後退期であるという印象が与えられる。そしてこの印象は、2005年半ば頃までの大方の生徒やさらには国民の実感にも沿うものであったと思われる。

しかしながら、政府（2001年の省庁再編までは経済企画庁、それ以降は内閣府）が公表している景気基準日付 [<http://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/di/041112hiduke.html>] によると、バブル崩壊に伴い1991年2月を景気の山として翌月より景気後退期に入った後、⁽⁸⁾ 1993年10月に景気の谷をつけて翌月より景気拡張期に入り、1997年5月に山、1999年1月に谷、2000年11月に山、2002年1月に谷、と景気循環を繰り返しており、2006年4月現在で景気拡張期間が51カ月のバブル景気と並び、さらには戦後最長とされる57カ月のいざなぎ景気を2006年10月に窺おうとしているのである。

もちろん政府による景気基準日付の判定が国民の実感に沿っていないという批判は可能であり、あるいは失政を覆い隠すプロパガンダであると批判する向きもあるかもしれない。また、2002年1月が景気の谷と暫定的に設定されたのは2003年6月6日 [<http://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/030606main.html>] であることからも（確定は2004年11月12日 [<http://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/di/041112hiduke/dai6kai.html>]），教科書に反映されるのに遅れが生じるのはやむを得ないことである。しかしながら、毎年改訂版が発行されているはずの資料集に反映されていないのはいかがなものであろうか。ともあれ、「神武景気」「なべ底不況」等の景気の拡張と後退については、その判定の妥当性に疑問の余地がないとは言えないにせよ、景気の山と谷とが何年何月であるということが政府によって具体的に定められているということは、生徒にいかに教えるかはともかくとして、教員としては知っておくべきことであると思われる。⁽⁹⁾

年10月分より30系列から29系列になっている

[<http://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/di/041112hiduke/dai6kai.html>]。

さらに、同資料集107頁には、「公定歩合・預金準備率の推移と景気動向指数」という項目において、「(『経済統計年鑑』2005)」と出典を示した上で図があり、「山」と「谷」とで挟まれた部分に影が付けられており、明らかに景気後退期を示しているものの、これまた1999年初め頃を「谷」として、それ以降2005年まで景気拡張期が続いているかのような印象が与えられる。

(8) 高等学校「現代社会」教科書92頁には、「平成景気」への注として、「1986年末から始まり、およそ53か月間続いた」とあるが、その頃の景気拡張期間は1986年12月から1991年2月までの51か月間のはずである。ただし、『経済要覧 平成16年版』の「主要経済年誌」には、1993年11月12日について「経済企画庁は昭和61年12月から始まった第11循環の転換点（景気の山）を、暫定的に平成3年4月に設定（拡張期間は53カ月）」[内閣府経済社会総合研究所（2004），258頁]とあり、また、1996年6月17日について「経済企画庁は第11循環の景気の山を平成3年2月、谷を平成5年10月に確定」[内閣府経済社会総合研究所（2004），259頁]とあるので、同教科書は1993年11月12日の暫定設定時の情報を元にしているものと思われる。

(9) なお、高等学校「政治・経済」資料集121頁には、

1954～1957神武景気

1958～1961岩戸景気

4 経済成長率の動向について

【事例 9】

③ 日本の経済成長率

1994年	(%)									
	95	96	97	98	99	2000	01	02	03	04
1.1	2.5	3.4	0.2	-0.8	1.9	1.7	-1.1	-1.5	-0.1	1.5

(内閣府資料)

■経済成長率の求め方

$$\text{名目経済成長率 } (\%) = \frac{\text{本年の名目 GDP} - \text{前年の名目 GDP}}{\text{前年の名目 GDP}} \times 100$$

解説 1994年から1997年まではプラス成長。98年に金融不安が強くなり、マイナス成長。その後、金融危機から抜け出しが、「ITバブル」の崩壊などで、再びマイナス成長に陥っている。

[高等学校「政治・経済」資料集101頁]

ここで、「経済成長率の求め方」として名目経済成長率に限定するのはやや不適切に思われる。経済成長率には名目と実質の両方があるからである。名目と実質のどちらが経済の実態をよく示すかは議論のあるところであるが、報道などでは実質が用いられるのが通常である。また、同じ1年でも暦年と年度の2つがある。さらに言うと、実質GDPには連鎖方式と固定基準年方式の2つがある。かつては固定基準年方式が用いられていたが、2004年12月8日公表分から連鎖方式が正式系列とされ、固定基準年方式は参考系列とされている [<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/041118/gizisokuhoh.html>]。それでは、上記の数字はどれにあたるのであろうか。「経済成長率の求め方」における「名目」「本年」といった言葉遣いから暦年についての名目成長率と思われるが、以下、内閣府ホームページ（「平成16年度国民経済計算（93SNA）」 [<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/h16-kaku/18annual-report-j.html>]）より最新の統計データをまとめてみよう（表1）。

これを見ると、実はどれにも全くあてはまらないことが判明する。強いて言うならば、2000年から2004年までの5年間に關しては「名目／暦年」と最も相関が強いと言えなくもない。それにしても、1箇所や2箇所ならともかく、どうしてこれほどまでに数字が食い違ってしまっ

1962～1964オリンピック景気

1966～1970いざなぎ景気

とあるが、神武景気は1954年12月から1957年6月まで、岩戸景気は1958年7月から1961年12月まで、オリンピック景気は1962年11月から1964年10月まで、いざなぎ景気は1965年11月から1970年7月までが、それぞれの景気拡張期間のはずである。よって、月を省略して年だけで示すのであれば、いざなぎ景気は1965年から1970年までとなろう。

表1 経済成長率(%)

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
名目／暦年	1.4	1.9	1.9	-1.8	-1.5	1.2	-0.9	-1.4	0.2	1.1
名目／年度	1.8	2.2	0.8	-1.8	-1.0	1.2	-2.1	-0.7	1.0	0.5
実質(連鎖方式)／暦年	1.9	2.6	1.4	-1.8	-0.2	2.9	0.4	0.1	1.8	2.3
実質(連鎖方式)／年度	2.4	2.8	-0.1	-1.3	0.6	2.8	-0.8	1.1	2.3	1.7
実質(固定基準年方式)／暦年	1.4	2.1	1.1	-1.8	-0.3	2.8	0.4	0.1	2.1	2.7
実質(固定基準年方式)／年度	1.9	2.3	-0.3	-1.3	0.4	2.8	-0.8	1.2	2.6	2.2

内閣府ホームページより筆者作成

ているのであろうか。

これは実は筆者が2002年度から2004年度にかけて龍谷大学において非常勤講師として「日本経済論」を担当していたときに初めて気が付いたことなのであるが、GDPの統計データは毎年新しいデータが付け加わるのみならず、過去に遡って修正されている。それも、コンマ以下の数字の訂正に留まらず、プラスとマイナスの符号が逆になることもしばしばである。よって、上記の数字の食い違いについても、資料集の執筆者が何を根拠としたかは定かでないが、いずれの数字もある時点における公表数字であったこと自体は大いにあり得るのではないかと思われる。

なお、上記の【事例9】においてもプラスとマイナスの符号に着目した「解説」が行われているが、名目GDPではなく実質GDPに関して、バブル崩壊後の1990年代を通じての「失われた10年」とも言われる長期経済停滞を象徴する具体例として「2年連続のマイナス成長」という言葉が使われることがあり、これには注意が必要であるので以下、参考までに付言する。「2年連続」とは具体的に何年のことか、また基準は暦年（1月から12月）であるのかそれとも年度（4月から翌年3月）であるのか。これが第一次石油危機後の「戦後初のマイナス成長」であれば、暦年でも年度でも1974年で問題はない。しかし、「失われた10年」については事は複雑である。

リアルタイムのニュースを時系列に沿って追っていくと次のようになる。『日本経済新聞』の見出しを拾っていくと、まず、「10-12月年率0.7%マイナス成長 金融不安で内需減 97年度23年ぶりマイナスへ 97年は0.9%成長」（1998年3月14日朝刊）、「97年度 GDP 0.7%減 戦後最悪のマイナス成長 消費、初の減少 住宅21%減 1-3月も年率5.3%」（1998年6月13日朝刊）と、1997年は暦年ではプラス成長だが年度では戦後2度目のマイナス成長に転落したことが印象付けられる。続いて、「5期連続マイナス成長 10-12月、民需低迷で年率3.2%減 堀屋長官「下げ止まり感」 98年、マイナス2.8%戦後最悪」（1999年3月13日朝刊）、「年率7.9%の高成長 1-3月 6期ぶりプラスに 投資・消費も増加 98年度はマイナス2% 堀屋長官「景気下げ止まり」」（1999年6月11日朝刊）と、1998年は暦年でも年度でもマイナス成長であ

ったことが示される。1999年第1四半期がプラス成長であったため記事では楽観ムードが漂っているが、1997年から1998年にかけて、年度では2年連続マイナス成長である。ただし暦年では1998年のみマイナス成長である。そして、1997年には7月のアジア通貨危機勃発に続いて11月には北海道拓殖銀行と山一證券が破綻し、1998年10月には日本長期信用銀行、同年12月には日本債券信用銀行がそれぞれ破綻して特別公的管理（いわゆる一時国有化）が実施され、1999年3月には大手銀行15行に公的資金が資本注入されるといった情勢から、1997年度と1998年度は「2年連続のマイナス成長」にまことにふさわしいと思われた。

しかしながら、上記の新聞記事は速報（第1次速報）に基づくものであり、改訂（第2次速報）や確報によって訂正されることはもちろんのこと、2000年10月27日からの68SNAから93SNAへの移行や2004年12月8日公表分からの固定基準年方式から連鎖方式への移行等、様々な事情から「確報」も遡及して修正されることになる。今ここで『日本統計年鑑』各年版によって国内総支出（GDP、統計上の不適合を考慮するとGDPに等しくなる）の数値について、細かな数値そのものは無視して前年または前年度と比較しての増減にのみ着目して調べてみると次のようになる。暦年にせよ年度にせよ1997年のデータが入っているのは「第四十九回」からであるが、そこでは1997年は暦年では前年より数値が増加しているが年度では数値が減少している。よって年度でのみマイナス成長である。ところが「第五十回」においては1997年度はプラス成長とされ、代わって1998年が暦年においても年度においてもマイナス成長とされる。以後、「第五十三回」まで同様である。ところが「第五十四回」においては暦年では1998年と2002年がマイナス成長とされ、そして年度では1993年度、1998年度及び2001年度がマイナス成長とされる。突然1993年度がマイナス成長とされたのである。ところが「第五十五回」においては暦年では1998年、1999年及び2002年がマイナス成長とされ、年度では1998年度と2001年度がマイナス成長とされる。1993年度はやはりプラス成長であったとされ、そして1999年は実はマイナス成長であったとされたのである。また、ここにおいてようやく「2年連続のマイナス成長」が、1998年と1999年の暦年という形で、『日本統計年鑑』において初めて登場したわけである。さらに、2005年11月発行の「第五十五回」が本稿執筆現在で最新の『日本統計年鑑』であるが、2006年3月3日に公表された内閣府ホームページ掲載の前述の「平成16年度国民経済計算（93SNA）」によると、暦年では1998年と1999年がマイナス成長とされ、年度では1997年度、1998年度及び2001年度がマイナス成長とされる。すなわち、「2年連続のマイナス成長」は、暦年では1998年と1999年、年度では1997年度と1998年度ということになる。しかしこうなってくると、将来また修正されるのではないかという危惧が拭えない。

そもそも翻って考えてみると、コンマ以下の数値にこだわることにあまり意味があるとも思えない。しかしながら、プラスかマイナスかというのは印象として大きな問題である。よって日本経済にとっての真の問題は、コンマ以下の数値のぶれによっていとも簡単にマイナスに転落しかねないほどの低水準の成長ということになろう。ともあれ教員としては、GDP統計は

単に新しい統計データが付け加わるのみならず、過去に遡って修正される可能性があることに常に留意する必要があろう。

5 国民経済計算と国際収支について

【事例10】

GNPは一国の国民が生産した付加価値である。したがって海外で働いている日本国民が本国に送金すればそれは日本のGNPに含められる。これに対して働く人たちの国籍を問わず、一国の領土の中で一年間にどれくらいの生産がおこなわれたかを示す指標が⁽¹⁰⁾GDP（国内総生産）である。経済の国際化が進み、人・物・金の国際間の移動がひんぱんになると、国民を基準にしたGNPよりも領土を基準にしたGDPのほうが、一国の経済活動をあらわす指標としては便利になる。実際、経済活動水準の国際比較をおこなう場合にはGNPよりもGDPを用いることが多くなっている。

[高等学校「現代社会」教科書82頁、ゴシック体は原文ママ]

【事例11】

GLAYが中国で行ったコンサートのギャラは日本のGNPには入るが、GDPには入らない。

マライヤ・キャリーの日本公演のギャラは日本のGDPには入るが、GNPには入らない。

[高等学校「政治・経済」資料集101頁]

GNP（国民総生産）とGDP（国内総生産）の違い、さらにはNNP（国民純生産）やNI（国民所得）との違いは、相當にややこしく、正確に生徒に理解させることは困難と思われる。そこで教育現場においては典型例や具体例を示すことにより、類推を通して生徒に分かった気にさせることが行われると思われるが、教員としてはやはり正確な理解をしておくに越したことはないであろう。さもないと、「近似」の域を超えた「嘘」を教えてしまうことになりかねない。

(10) 同教科書には、「GDP（国内総生産）」の用語に「gross domestic product」と英単語が併記された上で、「GNPから企業が海外の現地工場から受け取った所得を引き、外国人や外国企業が日本国内であげた所得のうち海外に送金されたものを加えると、GDPになる。経済企画庁（現内閣府）は、1993年7～9月期の統計から経済活動水準の指標としてGDPを採用した」と同頁左欄に注記されている。

(11) 実際、今年度の大学入試センター試験の「現代社会」において、

- ① ある国で海外から受け取った純所得が増加すれば、その国のGDPは増加しないが、GNPは増加する。
- ② 国内で外資系企業の生産した財・サービスの価値総額が増加すれば、その国のGDPは

上記の【事例10】で言えば、「国籍」とあるのは誤解を招く表現である。これでは、例えばいわゆる在日韓国・朝鮮人の生産活動は日本のGDPには入るがGNPには入らない（韓国又は北朝鮮のGNPに入る）との誤解が生じかねない。『国民経済計算年報』の「用語解説」には次のようにある。

国内（Domestic）概念と国民（National）概念

国内領土とは、ある国の領土から当該国に所在する外国政府又は国際機関の公館及び軍隊を除いたものに、領土外に所在する当該国の公館及び軍隊を加えたものである。国内という概念はその国内領土に居住する経済主体を対象とするという概念であり、主として生産活動に関連した概念である。例えば外国企業の在日子会社は、我が国の国内領土において生産活動を行っているので、我が国の居住者たる生産者として国内に含まれ、逆に我が国企業の海外支店は含まれない。国内総生産は、居住者たる生産者による国内生産活動の結果生み出された付加価値の総額である。

一方、国民という概念は、当該国の居住者主体を対象とする概念であり、外国為替及び外国貿易管理法（外為法）の通達「外国為替管理法令の解釈及び運用について」の居住者の要件を満たす企業、一般政府、対家計民間非営利団体及び個人をさす。例えば、居住者たる個人とは、主として当該領土内に6ヶ月以上の期間居住しているすべての個人をいい、国籍のいかんを問わない。また、一般に、国外に2年以上居住する個人は非居住者とされる。

⁽¹²⁾ 国民総所得は当該国の居住者主体によって受け取られた所得の総額を示すもので、国内

増加しないが、GNPは増加する。

- ③ ある国で輸出額よりも輸入額が増加すれば、その国のGDPは増加しないが、GNPは増加する。
- ④ 国内でボランティア活動が増加すれば、その国のGDPは増加しないが、GNPは増加する。

のうちから最も適当なものを一つ選べという問題が出題された。もちろん正解は①である。

(12) 国民総所得は、数値的には国民総生産に相当する。実は、国民総生産という概念は正式にはもはや存在しなくなっている。『日本統計年鑑』には次の説明がある。

国民総所得 93SNAでは、これまでの68SNAで利用されていた国民総生産（GNP）の概念がなくなり、同様の概念として、国民総所得（GNI）が新たに導入されている。従来の68SNA上で使用されていた国民総生産は国内で生み出された付加価値（GDP）+海外からの純所得として得られる。しかし国民総生産は生産測度という性格のものではなく、所得測度としてとらえるべき性格のものであった。一方、93SNAでは、68SNAにおける国民総生産が所得測度である点を明確にするために、国民総所得（GNI）と定義し直し、国民総所得は各

総生産に海外からの所得（雇用者報酬、投資収益などの財産所得・企業所得）の純受取を加えたものであり、分配面からの接近によって把握されるものである。

[内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部（編）（2005），525頁，ゴシック体は原文ママ，傍点は筆者による]

すなわち、GNPにとって重要なのは、国籍いかんではなく、居住者か非居住者かである。そうなると、「海外で働いている日本国民が本国に送金すればそれは日本のGNPに含められる」との説明も注意が必要である。「一般に、国外に2年以上居住する個人は非居住者とされる」⁽¹³⁾わけであるが、日本国籍を有していても非居住者であれば日本のGNPには入らない。

経済主体が（海外からも含めた）受け取った所得の総計としている。したがって名目国民総生産（68SNAベース）は名目国民総所得（93SNAベース）と同一となり、実質国民総所得（93SNAベース）は、実質国民総生産に輸出入価格（デフレーター）の差によって生じる所得の実質額（交易利得・損失）を加えることで新たな調整を行い、国民が受け取った実質的な所得をより的確に表すこととしている。

[総務省統計研修所（編）（2005），76頁，ゴシック体は原文ママ]

ただし、新聞報道等でも「国民総生産」の概念はいまだに使用され続けているし、教育現場において「国民総生産」を教え続けても問題はないであろう。とは言え、「調べ学習」等で実際の統計にあたって国民総生産（GNP）を探しても見当たらないこともありますので、そこは注意が必要であろう。

同様に、実際の統計においては国内総生産（GDP）を探しても見当たらないこともあるが、その場合は国内総支出（GDE）を探せばよい。ただし、国民総生産とは異なり、国内総生産の概念自体はなくなってはいない。『日本統計年鑑』には次の説明がある。

国内総生産と総支出 国内総生産（GDP）は、国内の生産活動による財貨・サービスの産出から原材料などの中間投入を控除した付加価値の統計である。一方、国内総支出（GDE）は、国内総生産に対する支出であり、国内の生産活動によって生み出された財貨・サービス（付加価値）が、輸出入を含めて、どのように消費、投資されたかを、最終需要面からとらえたものである。したがって、国内総生産と総支出は、理論上は一致すべきものであるが、統計上は両者における推計方法や基礎資料の差異などによる若干の不一致は避けられない。このため、国内総生産と総支出勘定においては、この不一致を統計上の不適合として国内総生産に計上することによってバランスを図っている。

[総務省統計研修所（編）（2005），75頁，ゴシック体は原文ママ]

(13) なお、2年未満であっても、「外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者」[経済企画庁経済研究所（2000），第2章7頁]は非居住者として扱うとされる。

ちなみに、居住者と非居住者の区分については、従来の68SNAにおいてはいわゆる「1年ルール」が採用されていたが、93SNAにおいては上記のごとくもはや「1年ルール」は採用されていない。93SNAにおける区分基準は国際収支統計における基準と同一であるが、高等学校「政治・経済」資料集125頁に、「国際収支表と日本の国際収支」という項目において、「（『日本国勢団会』2005/06による）」と出典を示した上で、所得収支の中の雇用者報酬の説明として「非居住者=1年未満の短期労働者に支払われる」とあるのは、68SNAにとらわれての間違いであろう。

思うに、日本の居住者でありながら海外で働くという事態がそもそも考えづらいのであろう。その点、【事例11】の説明は一見分かりやすそうに思える。しかしこれは間違いなのである。分かりやすいがゆえに罪作りとも言える。GDPは統計上の不突合を除くと数値的にはGDEに等しいが、GDEは、民間最終消費支出、政府最終消費支出、国内総資本形成及び財貨・サービスの純輸出によって構成される。ここで財貨・サービスの純輸出とあるのは財貨・サービスの輸出から財貨・サービスの輸入を控除したものであるが、輸出をGDEに含めるのはそれらが国内において生産されたからであり、輸入をGDEから控除するのは民間最終消費支出、政府最終消費支出又は国内総資本形成の中には国内ではなく国外において生産されたものも含まれているからである。そして、海外でのコンサートは「興行」としてサービスの輸出に該当するとされるので、そのギャラは本国のGDE(=GDP)にもGNPにも入るのである。

それでは、居住者でありながら国外で働くという事態にはどのようなものが実際にはあり得るのであろうか。典型的には国境をまたいだ通勤が考えられよう。しかし、島国の日本にこうした事態は考えづらい。例えば、日本に乗り入れている外国籍の航空会社や、日本領土でありながら国民経済計算上は「国内」とは見なされない外国政府公館や在日米軍基地での雇用などが考えられるが、それら雇用者報酬は統計上は微々たる数字である。実は、GNPとGDPの差額の大部分は投資収益によって占められている。これは、高等学校「現代社会」教科書の注に「企業が海外の現地工場から受け取った所得」などと記述されている部分に相当する。「現地工場」となると直接投資からの収益に該当するが、投資収益には、経営権の取得を目的としない単なる株式や債券の購入である証券投資からの収益も含まれる。

このように、GNPとGDPの違いを考えることは、国際取引を考えることでもある。ここで国際取引を体系的に記録した統計が国際収支であるが、高校の公民科においては国際収支については国際経済の項目で取り扱われ、GNP・GDPが取り扱われる項目とは頁数も離れており、⁽¹⁴⁾また両者が有機的に説明されることもないように見受けられる。

また、資料集同頁には、「SEIKEI塾」として国際収支表のどの項目にあてはまるかを答えさせる問題があり、「イチロー選手がマリナーズから給料をもらった」の答えが「所得収支」とされているが、イチロー選手はおそらくアメリカの居住者と見なされるであろうので給料をもらうこと自体は国際収支統計上の取引にはいずれにも該当しないはずである。ただし、給料（の一部）を日本の家族に送金すれば経常移転収支に該当しよう。また、仮にイチロー選手が日本の居住者と見なされるとしても、スポーツ選手は被雇用者ではなく個人事業主と見なされるので、その報酬は厳密には給料ではなく、したがって所得収支（の雇用者報酬）ではなくサービス収支に該当するはずである。

なお、労働者送金を含む経常移転収支は、国民可処分所得には含まれるもの、GDPにもGNPにも含まれず、その意味でも「海外で働いている日本国民が本国に送金すればそれは日本のGNPに含まれられる」との説明は誤解を招きやすい表現であり、むしろ端的に間違いであると言えよう。

(14) なお、中学校においては、GNP・GDPも国際経済も取り扱わないとされている。

これについて筆者は、国民経済計算統計ではGDPにもGNPにも含まれる「財貨・サービスの純輸出」は国際収支統計では「貿易・サービス収支」に相当し、国民経済計算統計ではGNPとGDPとの差額になる「海外からの純所得」⁽¹⁵⁾は国際収支統計では「所得収支」に相当すると思い込んでおり、また実際、国民経済計算統計と国際収支統計とを有機的に関連させた方が理解が深まるであろうと思い、大学でもそのように教えてきたのであった。しかしながら、今回勤務校で教えるにあたり、改めて調べなおしてみたところ、実は違うことが判明した。ここに懺悔とともに自分自身の心覚えとしても正確なところを記しておきたい。

『我が国の93SNAへの移行について（暫定版）』には次のような説明がある。

なお、国民経済計算上の海外勘定と『国際収支統計（BOP）』には、海外における建設活動の取扱い、特許権使用料及び類似の支払、投資収益の「金融派生商品」分（利子所得）の取扱いについて相違がある。『国際収支統計』での「建設」には、サービス輸出入として、本邦（外国）企業が外国（本邦）において請け負った建設・据付工事に関する費用の受取及び支払を計上している。しかし、建設工事において、1) 現地事務所は非居住者扱い（相手国の居住者と見なされる）であり、建設サービスの提供は現地事務所から発注者に対してなされるため、建設サービスの提供は相手国の国内取引と見なせること、2) 『国際収支統計』で「建設」に計上されるのは、非居住者である発注者から居住者である本邦企業本社へ直接建設工事代金が送金されているケースがほとんどであるという実態があること、の2点から判断し、我が国の93SNAにおいては、こうした建設サービスの送金を「財貨・サービスの輸出（輸入）」として取り扱うことはせず、「その他の経常移転」として取り扱っている。また、『国際収支統計』では、特許権使用料及び類似のサービスをサービスの輸出入として扱っているのに対し、我が国の国民経済計算体系では、産業連関表との整合性をとるために、これを財産所得として扱っている。これら2つの要因から、国際収支統計の貿易・サービス収支と国民経済計算の財貨・サービスの純輸出は、建設工事にかかる代金の送金分及び特許権使用料等の受取分だけ差が生じている。一方、投資収益の「金融派生商品」分（利子所得）の取り扱いについては、1993年の93SNA後、2000年の国連統計委員会の決定により大きく改訂されたことを受け、我が国新しい体系では、所得支出勘定から資本調達勘定のうちの金融取引に含めるため、海外からの所得には含まれていない。このため、両者の経常（対外）収支が異なることになる。

〔経済企画庁経済研究所（2000）、第2章8頁〕

(15) なお、93SNAにおける「海外からの純所得」は68SNAにおいては「海外からの純要素所得」と表現されており、これがGNPとGDPとの差額とされていた。筆者自身、「海外からの純所得」との表現を見て、つい最近まで「正式には純“要素”所得と言うべきところを略しているのだな」と思い込んでいたが、93SNAにおいてはまさしく「純所得」こそが正式名称なのであった。

まとめると、国民経済計算統計（93SNA）での「財貨・サービスの純輸出」は、国際収支統計での「貿易・サービス収支」から建設サービスと特許権使用料等を除いたものであり、国民経済計算統計（93SNA）での「海外からの純所得」は、国際収支統計での「所得収支」から投資収益の「金融派生商品」分を除いて「サービス収支」から特許権使用料等を加えたものであるということになる。なお、国民経済計算統計の68SNAから93SNAへの移行には注意すべきである。

もちろんこうした細かい知識を中等教育段階において生徒に教える必要はないのみならず、かえって混乱させるだけであろう。ただし、生徒の理解を進めるためとして教員が具体例を説明する際に、うっかり嘘を教えてしまうことだけは避けるべきものと思われる。生徒は往々にして、教科書等に書いてあることよりも、教員が口頭で説明した具体例やエピソードを印象深く覚えているものだからである。

なお、国際収支統計の各項目の説明について深入りするときりがないが、一つだけ注意すべき点がある。それは、「外貨準備増減」について、「国が保有する外貨の増減」〔高等学校「現代社会」教科書147頁〕、「対外支払い準備の増減」〔高等学校「政治・経済」資料集125頁〕などと説明があるが、〔⁽¹⁶⁾〕「外貨準備増減」におけるマイナスの数字は外貨準備の増加を意味することである。

6 社会保障制度について

【事例12】

高等学校「政治・経済」資料集136頁の「わが国の社会保障制度の体系」には、「公的扶助」に分類される「生活保護」について、「一家の働き手が死んだり、病気などで働けなくなると、収入がなくなり、自分たちだけでは生活できなくなる。こういう人たちに、国が最低限度の保障をする。生活・教育・住宅・医療・出産・生業・葬祭の7項目について扶助が行われる」とある。

しかしながら、扶助にはあともう一つ、「介護」があり、全部で8項目のはずである。これは、2000年4月より介護保険制度が設けられたことから、生活保護においても医療とは分けて設けられたものである。

【事例13】

高等学校「政治・経済」資料集には、「医療保険制度」として次のような表が掲載され

(16) この点、高等学校「政治・経済」資料集131頁に「国際収支の内訳」として経常収支及び資本収支と並んで「外貨準備高増減」が挙げられているのは、「そういう言い方もある」と言うわけにはいかず、明らかな間違いと言うべきであろう。

ている（表2）。

表2 医療保険制度

制度名		対象者	保険者	加入者数	医療給付		保険料
					本人	家族	
被用者保険	政管	中小企業被用者	国	3,552万人	7割	入院 7割 外来 7割	給与の8.5%程度
	組合	大企業被用者等	健保組合 1,622	3,021万人			
	69条の7被保険者	日々雇い入れられる者	国	3万人			
	船員組合	船員	国	19万人			
	共済組合	国家公務員 地方公務員 私学教職員	21組合 54組合 1事業団	974万人			
国民健康保険		農業者 自営業者等	市町村 3,144	市町村 4,720万人	7割		世帯毎に定額と負担能力に応じた額を賦課 保険者によって賦課方式は多少異なる
	退職者医療制度	被用者保険の退職者	市町村 3,144		7割	入院 7割 外来 7割	
	老人保健	75歳以上老人等	市町村	1,518万人	9割 (高額所得者2割)	各医療保険から7割 国庫負担2割など	

〈注〉加入者数は2004.3現在

（『厚生労働白書』2005）
出典：高等学校「政治・経済」資料集137頁

これを、出典と称する2005年版の厚生労働白書における「医療保険制度の概要」[525頁]と実際に照合してみると、かなり食い違っていることが判明する。

まず、資料集には「加入者数は2004.3現在」とあるが、実際の白書には「平成17年4月現在」とある。また、加入者数は実際の白書には千人単位で記されているが、資料集に合わせて万人単位で四捨五入した数字と比べてみると、資料集の「3,021万人」は「3,013万人」に、「401万人」は「404万人」になる。これらは誤植と思われる。逆に、それ以外の数字が正しいということは、やはり2005年版の厚生労働白書の525頁を一応は参照したことを窺わせる。

また、制度名について、資料集の「69条の7被保険者」は実際の白書では「健康保険法第3条第2項被保険者」となっている。日雇い労働者については、2002年10月の改正健康保険法施行により、第69条の7から第3条第2項へと根拠条文が変更されているのである。

また、「医療給付」欄が「本人」と「家族」の2つの欄に分けられているが、一見してわざわざ分ける意味がないものと思われる。実は、被用者保険について本人と家族とでは給付割合

が異なっていたのが、2003年4月に統一されたのである。なお、資料集では自己負担以外の割合を記載しているようであるが、実際の白書には自己負担割合が記載されている。それはともかくとして、老人保健について、資料集に「高額所得者2割」とあるのは自己負担以外の割合であれば8割のはずである。そして老人保健の保険料について、資料集には「各医療保険から7割国庫負担2割など」とあるが、実際の白書によると、各制度の保険者58%，公費42%とあり、さらに公費の内訳として国4：都道府県1：市町村1とある。

また、被用者保険の保険料について、資料集には一括して「給与の8.5%程度」とあるが、実際の白書には、政管について8.2%，健康保険法第3条第2項被保険者（資料集の「69条7被保険者」に相当）について1級日額130円、13級2,640円、船員保険について9.1%などがある。

どうしてこのような事態が生じたのであろうか。推測するに、「69条の7被保険者」といい、「医療給付」欄が「本人」と「家族」に分けられていることといい、おそらく以前の版の厚生労働白書にはそのような表が掲載されていたのであろう。ところが、毎年資料集の改訂版を出すに際し、表そのものを組み替えることは面倒に思ったのか、以前の版の資料集に掲載した表組みに合わせて数字だけを書き換えるという作業を続けてきたのではないか。だからこそ、数字の誤植はともかくとして、単なる数字の書き換えだけでは済まない制度そのものの変更には対応しきれてこなかったのではないかと思われるるのである。

7 労働問題について

【事例14】

高等学校「政治・経済」資料集147頁には、「労働基準法の主な内容」の一覧表があり、その中に「32条 労働時間」として「1週間につき40時間（平成9年まで政令で定める事業では40～44時間の範囲）、1日につき8時間」とある。

この記述自体は間違いではないが、なぜ資料集の2006年度版において括弧内の注記が必要なのか、考えてみれば不思議である。おそらく、1997年度版以前の版の資料集において必要であった注記が、それ以降の版においても漫然と掲載され続けただけなのではないだろうか。

(17) 同資料集139頁には、「(『厚生労働白書』2005による)」と出典を示した上で、「健康保険」について「家族 入院8割給付 外来7割給付」とあるが、これは2003年4月の制度改正以前の給付割合である。なお、制度改正以前においては本人は入院・外来とも2割負担（8割給付）であったが、資料集同頁には同じ「健康保険」について「本人 7割給付」と、制度改正以降の給付割合が記されている。さらに、同じ「(『厚生労働白書』2005による)」との出典の下で「ライフサイクルにおける社会保障による給付と負担」の図が掲げられているが、そのような図は2005年版の『厚生労働白書』には存在しない。おそらく以前のいすれかの版の厚生労働白書には存在していたのであろう。

この推測を裏付けるものとして、同一覧表の中の「39条 年次有給休暇」における「6か月継続勤務した者は10日、1年勤続ごとに1日、最高20日間」との記述がある。確かにかつてはそのような規定であったが、1998年の労働基準法改正により、6箇月経過日から起算した勤続年数が2年目までは1年勤続ごとに有給休暇は1日ずつ増えるものの、3年目からは1年勤続ごとに2日ずつ増え、最高20日間の有給休暇には6年で到達するようになっているのである。この部分については明らかに間違いである。

また、2003年の労働基準法改正においては、第18条の2として、「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする」との重要な規定が付け加えられたが、この条文は同一覧表には紹介されていない。

もっとも、何を紹介するかはさしあたり出版社の自由であるので紹介されていないからと言って一概に間違いとは言えない。ちなみに筆者の私見では、労使関係については、労働組合が退潮する中で新たに導入された、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年7月11日法律第112号）及び労働審判法（平成16年5月12日法律第45号）の紹介が、今後必要とされてくるのではないかと思われる。

8 消費者問題について

【事例15】

クーリング・オフ 訪問販売などは8日以内、マルチ商法などは20日以内に、契約解除をはがき等で申し出れば、違約金なしで契約を解除できる。

クーリング・オフのできないケース

①通信販売やネット通販の場合 ②総額が3,000円未満の商品などを受け取り、代金を全額支払った場合 ③店舗や営業所で契約した場合

消費者契約法 消費者は悪質な契約の取り消しができる。事業者がウソをついたり、「絶対もうかる」などと断定的な情報を与えた場合、契約の取り消しができる。「だまされた」と気づいてから6か月以内。解約手数料はとられない。デート商法で誘われるままかわした契約や、インターネット販売では適用されない。

[高等学校「政治・経済」資料集155頁]

ここで「店舗や営業所で契約した場合」はクーリング・オフができないとあるが、独立行政法人国民生活センターによると、確かに「自分から店に行ったり、広告を見て電話やインターネットで申し込んだ場合には通常クーリング・オフはできません」[独立行政法人国民生活センター(編)(2005), 100頁]とあるものの、「キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法の場合は店舗でも可能」[同, 102頁]とのことである。

また、デート商法は消費者契約法が適用されないとあるが、独立行政法人国民生活センター

によると、「高額な宝石を売りつけるデート商法」について、

販売員は、メル友である間は趣味やファッショングの話題で巧みに見込客の気を引き、実際に会うまでは営業活動について説明しないことがほとんどです。

見知らぬ異性からの誘いは商品のセールスかもしれないと疑ってかかり、安易な気持ちで出かけていかないようにしましょう。

このように、販売目的を隠して呼び出して契約させる販売方法は、店舗で契約しても不意打ち性が高く、特定商取引法による「訪問販売」の適用を受けます。

万一、契約した場合には、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフができます。

その期間が過ぎていても、断っているのに長時間の勧誘で契約させた場合は、消費者契約法により契約を取り消すことができます。

[独立行政法人国民生活センター（編）（2004），49頁]

とあり、場合によっては消費者契約法が適用されることである。

また、インターネット販売では消費者契約法が適用されないともあるが、インターネット販売であれば、「事業者がウソをついたり、「絶対もうかる」などと断定的な情報を与えた」りしても構わないというの理解しがたい。また、消費者契約法の条文を読んでも、インターネット販売は適用除外との規定はどこにも存在しない。なお、独立行政法人国民生活センターによると、

'04年の改正で、特定商取引法にも取消制度が導入されました。訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供（外国語会話教室、エステ、パソコン教室等6種類）、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引について、勧誘の際に、重要事項について事実と違う説明をした場合、あるいは事業者が重要事項を隠していた（不告知）場合には、説明と現実の違いを知った時から6ヶ月間、取消ができますことになりました。

[独立行政法人国民生活センター（編）（2004），92頁、原文のふりがなは省略]

とのことであり、特定商取引法にも取消制度が導入されたものの、同法に規定される特定商取引の類型のうち、インターネット販売が含まれる通信販売は取消制度の対象外となっている。高等学校「政治・経済」資料集が、インターネット販売に消費者契約法は適用されないとしたのは、あるいは特定商取引法上の取消制度と混同しているのかも知れない。

なお、特定商取引法は、正式名称を「特定商取引に関する法律」と言うが、1976年制定の訪問販売法（正式名称は「訪問販売等に関する法律」）を2000年に改称したものである。この事

実は高等学校「現代社会」教科書100頁の「消費者問題関連年表」には記されているが、高等学校「政治・経済」資料集154頁の「消費者問題関連年表」には見当たらない。また、1968年制定の消費者保護基本法は2004年に「消費者基本法」に改称されたが、この事実も、高等学校「現代社会」教科書の年表にはその趣旨が記されているが、高等学校「政治・経済」資料集の年表には見当たらない。ただし、同資料集157頁には記されている。ちなみに、中学校「公民」教科書175頁には「消費者保護基本法」の一部が収録されている。

III 企業の種類について

1 はじめに

本節においては、企業の種類をめぐる問題について検討を行う。この問題は相当に複雑であるので、特に節を設ける次第である。

【事例16】

もっとも、資本主義経済のすべての企業が利潤を目的にした企業かといえば、そうではありません。日本郵政公社のような国の特殊法人、水道・交通事業などのような地方公共団体が経営する地方公営企業は、利潤を目的としない企業です。この公企業に対して、利潤を目的にした企業は私企業とよばれます。

[中学校「公民」教科書102頁、ゴシック体は原文ママ、原文のふりがなは省略]

2005年10月14日の参院本会議においていわゆる郵政民営化法案が成立し、2007年10月に日本郵政公社の民営化が予定されていることを除けば、この中学校教科書における公企業／私企業との分類に特に問題はないように思われる。しかし、これが高等学校段階になり分類が細分化すると問題が噴出する。

【事例17】

高等学校「現代社会」教科書には、「企業の種類」として次のような表が掲載されている（表3）。

ここで、「公私合同企業」の中に「特殊法人形態」があるが、「公企業」の中の「公社」及び「公庫」並びに「公私合同企業」の中の「株式会社形態」及び「金庫」に分類されている企業もまた特殊法人のはずである。また、「特殊法人形態」のうち「日本銀行」は特殊法人ではなく認可法人のはずである。⁽¹⁸⁾

(18) 高等学校「政治・経済」資料集107頁にも、「日本銀行の機能と財産」という項目において、「公私合同の特殊法人」との間違った説明がある。

表3 企業の種類

私企業	個人企業		個人商店、農家など
	法人企業	会社企業	株式会社、有限会社など
		組合企業	生活協同組合、農業協同組合など
公企業	国営企業		国有林野
	地方公営企業		水道、バス、ガスなど
	公社		日本郵政公社
公私合同企業	公庫		国民生活金融公庫、住宅金融公庫など
	特殊法人形態		日本放送協会、日本銀行など
	株式会社形態		NTT、JTなど
	金庫		商工組合中央金庫

出典：高等学校「現代社会」教科書78頁

【事例18】

高等学校「政治・経済」資料集には、「企業の種類」として次のような表が掲載されている（表4）。

表4 企業の種類

私企業	個人企業		個人商店、農家、零細工場など
	法人企業	会社企業	
			①株式会社=有限責任の会社（1人以上） ②合名会社=親族など無限責任社員（2人以上） ③合資会社=無限責任社員と有限責任社員 ④*有限会社=有限責任の社員（50人以内） ⑤合同会社*会社法の改正により、新設は不可
	組合企業		生産者協同組合（農協など） 消費者協同組合（生協など）
公私合同（混合）企業		JR・NTT・日本たばこ、第三セクターなど（国家や地方公共団体と個人・私的団体〈民間資本〉とが共同出資。株式会社の形をとる）	
公企業	国	国営企業（現業）	国有林野事業（農林水産省）
		その他	公社（日本郵政公社）公庫（国民生活金融公庫、中小企業金融公庫など） 国際協力銀行・日本政策投資銀行 独立行政法人（印刷局、造幣局、国立大学など）
	地方	地方公営企業	市バス・水道・電気・ガスなど

出典：高等学校「政治・経済」資料集92頁

ここには、2006年5月1日施行の会社法（平成17年7月26日法律第86号）によって新設される「合同会社」が早くも記載されているのが目を引く。⁽¹⁹⁾また、「JR」について、完全民営化したはずの会社（後述）を除くことなく一括して「公私合同（混合）企業」に含めているのは問題

であろう。それよりも高等学校「現代社会」教科書と比較して気になるのは、分類法の相違である。高等学校「政治・経済」資料集においては「公私合同（混合）企業」内部での細分化は放棄されている。また、「公企業」の中の「国」は「国営企業（現業）」と「その他」とに区分されており、「その他」内部での細分化は放棄されている。そして、「公企業一国一その他」に、高等学校「現代社会」教科書には存在しなかった「独立行政法人」⁽²⁰⁾が分類されているのである。

企業の種類又は分類については多くの問題が絡んでおり、多方面にわたる検討が必要であるので、以下、小節を設けながら検討を行っていく。

2 「公企業」の分類基準

これまでのところ、「私企業」についての問題は比較的少ないよう見える。ここで問題となるのは、そもそも「公企業」とは何か、「公私合同企業」又は「公私合同（混合）企業」とは何か、それらを区分する基準は何か、である。基準が明らかになりさえすれば、独立行政法人等の新しい形態にも応用できるのではないか。この問題を考えるにあたって、一瀬智司ほか（編）『公共企業論』より、第2章「公企業」I「公企業の行政管理」2「分類からみた公企業の管理」を、いささか長文にわたるが引用してみよう。

公企業の多様性 公企業といつても、何が公企業であるかということについての定説はない。公企業と同じような対象を指している公社（公共企業体）についても同様である。TVA創設の際、ルーズベルト大統領が議会でその性格を、「政府権力の衣を身にまとっているが、しかし、私企業の弾力性と自主性を保有する企業体」であると説明し、これが公社の理想型をもっとも簡潔に示したものと、方々で引用されている。

公企業は、洋の東西、資本主義と社会主义の区別を問わず、ある程度の社会的・産業的発展をとげているたいていの国々において、国家の諸機能の絶えざる増大と、それら諸機

(19) なお、同資料集には「会社法の改正」とあるが、「会社法」という名称の法律は今回初めて制定されたものである。ただし、商法・商法特例法・有限会社法等における会社に関する諸規定を総称して「会社法」と呼ぶことは広く行われていたので、「会社法の改正」でも別段間違いではない。また、有限会社について、「会社法の改正により、新設は不可」と注記した上で株式会社とは別項目を立てることは説明の仕方としてはあり得るにせよ、2006年5月施行の会社法の下では、旧有限会社は形式的には株式会社に統一されるとともに「特例有限会社」として特別の扱いを受けることとされている。

(20) 「独立行政法人」に「国立大学」を含めるのは議論のあるところであろう。例えば『独立行政法人総覧 平成16年度版』の「独立行政法人一覧（10府省108法人）」「政策評価・独立行政法人評価委員会（監修）（2005）、875頁】には、独立行政法人国立高等専門学校機構は含まれているものの、国立大学は含まれていない。ただし、国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）第三十五条（独立行政法人通則法の規定の準用）においては、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の規定が大幅に準用されている。

能の多くに見られる技術的複雑性の増大という二重の圧力の下で、何らかの形態をとって発達しているものであり、それは、純粹の公機関と私法上の営利会社との中間のどこかに位置づけられる存在である。

このような公企業の存在と多様性と不明確性は、公企業が現在おかれている状況であり、公企業の行政管理ということで、ここで認識し、評価する場合も例外ではない。

日本の公企業についていえば、一方の極では、政府の省庁機構の中にあって、法人格はもたないが、純粹の行政機関とは異なって、一定の事業を行なっているものが入る。具体的にいえば、郵政省の行なう郵政事業をはじめとする五現業といわれるものが目につく。他方の極には、私法人と同じ法的手続を経て設立される公・私共同出資の民法法人、商法法人がある。公私混合企業または第三セクターとして、近年、とくに、地方政府である地方公共団体（地方自治体）において盛んに利用されるようになってきているものである。この両極端の間に、政府の統制管理の強弱、したがって公企業の自主性の強弱、の程度において、ニュアンスの異なる、さまざまな公企業が存在しているのである。

中央政府の公企業 公企業は、中央政府と地方政府の公企業に大きく分類することができる。中央政府の公企業とは、通常、「国の公企業」といわれているものである。それは、中央政府が省庁機構の中で直接経営する公企業と、同じく間接経営する公企業で構成され、⁽²¹⁾一応、次の表のようにまとめることができる。

(1) 中央政府が直接経営する公企業 中央政府が直接経営する公企業である五現業は、会計上、特別会計として、政府の一般会計とは別に、事業毎に管理されている。五現業とくらべて、たとえば、同じく特別会計をとる国立病院についていえば、これも現業であり、政府が直接経営する事業であることには変わりはない。五現業は、三公社と同様に、公共企業体等労働関係法上の労働関係に服しているという特色はあるが、この特色が、政府の直接経営する公企業を五現業に限定して考える理由とならないことは明白である。省庁の本来の職務は、ごく大ざっぱにいって、一般会計上の職務であろう。したがって、何らかの形で、統一された事業経営主体として、その組織形態を整え、一般行政とは区別して、国立病院という公企業の体裁を整える方向に向うこと、あるいは、公・私立病院をも含めて、総合的に病院を統制・管理する公企業の体裁を備える方向に向うことが、利潤動機になじまないだけに、素朴に考えて、何よりもより公正であり、より合理的であるといえよう。この点に関しては、地方政府が、地方公営企業として、その病院の統制・管理を、住民福祉の立場から模索しており、また、イギリスでは、第二次大戦後、地域病院委員会お

(21) 表（「表1 国の公企業一覧（昭和51年1月1日現在）」）の引用は省略するが、ここでその概要を紹介すると、「行政管理庁『特殊法人総覧』1976年版」を「参考資料」として、現業（5）、公社（3）、公団（16）、事業団（20）、公庫（10）、特殊銀行金庫（5）、営団（1）、特殊会社（12）、その他（47）、の合計5現業114法人について、名称がまとめられている。

より経営委員会（Regional Hospital Board and Management Committees）が、国民健康保険事業との関連で、社会事業関係の公社として設けられている。さらに、さまざまな利点と欠点とを、あわせ持ちながらも、政府が直接経営する公企業から公社となった国鉄をはじめとする先行公企業が存在する。同じような観点から、その他の特別会計上の事業についても、検討する価値があるものと思われる。

(2) 中央政府が間接経営する公企業 中央政府が間接経営する公企業は、特殊法人としてほぼ一括されている。特殊法人という言葉が公に使われるようになったのは、ごく〔原文ママ〕最近のことである。すなわち、昭和38年の行政管理庁設置法改正法律案の提案理由として、「……新たに法律により直接に設立される法人、または、特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人、つまり、いわゆる特殊法人の新設等に関する審査を行なうことをその所掌事務に加えようとするものであります」、と述べられており、昭和42年2月27日の閣議了解要旨にも、「広く人材を登用するため、公社・公団等特殊法人の役員の任命については、事前に内閣官房長官と協議すること」とある。しかし、このように、特殊法人という言葉が公に使用される原因となった、（行政管理庁の所掌事務と権限を定めている）同庁設置法第2条には、特殊法人という用語は用いられないし、特殊法人とは何であるかということがはっきりしているわけではない。また、公企業は、特殊法人というまとめ方をされているものにとどまるものではない。それは、上のべた行政管理庁設置法の第2条に該当するとされている公企業を便宜的にまとめて、そうよんでいるにすぎない。しかし、特殊法人としてまとめられているものは、いずれも特別の法律に基づいて設立されている公企業であることはまちがいないし、中央政府の現存公企業の主力を構成していることも事実であろう。

中央政府が間接経営する公企業は、公社、公団、事業団、公庫、金庫、特殊銀行、営団、特殊会社、その他、というふうに名称上分類されている。しかし、なぜ、公企業をこのような名称で分類しているのか、はっきりしていない。公社は公団とくらべて、規模が大きく、また、公団は事業団よりも規模が大きいといえよう。公社はいずれも、その前身が、政府の直接経営する公企業であったし、その労働関係は公共企業体等労働関係法（公労法）で律せられているという共通の特色がある。公団は、大規模な社会開発事業を行なっている法人に対して、その名称がつけられているという傾向が一応認められる。事業団とよばれる公企業の事業内容には共通性がない。強いて分類すれば、（公団を小型化した）社会開発事業、社会福祉事業、価格安定事業に区分することができよう。最後の価格安定事業は、農産物の特性上、その安定した供給を図るために、公権力が市場価格に介入する制度として、日本の現存のものとくらべて機能上差があるとはいえ、とくにアメリカにおいてなじみ深いものであり、大きな役割を担っており、公企業の発展する可能性のある分野として注目される。

公庫、金庫、特殊銀行は、それぞれ、金融、融資をその業務内容としており、金庫は協同組合的性格をもっており、営団とともに敗戦以前からのものであり、その名称は沿革的な性格をおびている。特殊会社は、いずれも、民間資本が参加しているという共通の特色がある。その他の中で目につくものは、基金という名称をもつ公企業である。各基金に共通する特色は、名称以外に何ら引き出しえないが、強いていえば、公庫の規模を小さくしたものといえようか。公團・事業団に対して、公庫・基金と対応しており、後者は、何らかの金融機関としての機能を果たしているといえよう。また、その他の中には日本放送協会（NHK）が入っている。その規模と事業内容は、三公社と並びうるものである。しかし、公社が全額政府出資であるのに対して、NHKはその前身である財団の資産をうけついでいるという差があり、労働関係も、公社と異なって、公労法の適用をうけず、また、政府権力からの放送の自由という観点からも、三公社より、制度上、自主性が強い。中央銀行である日本銀行は、明らかに公企業であり、特殊銀行に分類することができるが、現在のところ、特殊法人として認識されていない。

中央政府が間接経営する公企業は、事業内容においても、設立の動機、沿革にしても、出資状況にしても、議会・内閣省庁からの規制のされ方にも千差万別である。さまざまに異なったものの間で、大まかではあっても共通性をみつけて類型化していくことは、認識し、管理するという立場からすれば合理的なことではある。しかし、名称上の分類の実態は公企業の多様性と不明確性を証明する以外の何物でもない状況にとどまっている。実態を無視して、無理にまとめたところで、害あって益がないことにもなり、また、せいぜい言葉の遊戯に終ってしまう危険性がある。

地方政府の公企業 地方政府の公企業は、通常、「地方自治体または地方公共団体の公企業」といわれている。地方政府が、直接経営する地方公営企業と、同じく間接経営する公企業に分類することができる。後者は、特別法にもとづいて地方政府が創設するいわゆる地方三公社と地方開発事業団、ならびに、単一の地方政府が4分の1以上出資して事業に関与している公私混合企業たる民法法人、商法法人で構成される。近年、とくに公私混合企業の増加は著しく、第三セクターとして脚光を浴びている。地方公営企業の数は、昭和35年の4,771から48年の6,926へと1.45倍の増加であるのに対し、地方政府が4分の1以上出資している法人の数は、同じく157から2,690へと、⁽²²⁾ 実に約17.3倍の増加となっている。地方政府の公企業を表に示せば、次のようにになっている。

公権力の統制・管理と公企業の自主性という観点から、これら地方政府の公企業を中心

(22) 表（「表2 地方自治体の公企業」）の引用は省略するが、ここでその概要を紹介すると、「坂田期雄『地方公営企業』第一法規出版、1976年、387ページ」を「資料」として、地方公営企業、民法法人および商法法人（財団法人、社団法人、株式会社、有限会社）、特別法による地方三公社、地方開発事業団、の経営形態ごとに、事業数または法人数がまとめられている。

政府の公企業とくらべてみれば、地方公営企業は、五現業と同じように、地方政府が直接経営する公企業であり、地方政府の部局構造の中にある現業ではあるが、その多くは、地方公営企業法でもって、公企業としての組織形態を整えているという意味で、五現業よりは独立性があり、公社・公団等の特殊法人よりは、政府機関たる性格が強い。公私混合企業または第三セクターとしての民法法人、商法法人は、特殊法人よりは独立性が高く、地方三公社と地方開発事業団は、特殊法人に相当するものと位置づけることができよう。

[一瀬ほか（編）（1977），17-23頁，ゴシック体・圈点は原文ママ]

以上、1977年出版という古い文献ではあるが、公企業等の分類をめぐる論点がほぼ尽くされているように思われる。最も重要な指摘は「名称上の分類の実態は公企業の多様性と不明確性を証明する以外の何物でもない状況にとどまっている。実態を無視して、無理にまとめたところで、害あって益がないことにもなり、また、せいぜい言葉の遊戯に終ってしまう危険性がある」という部分であるようにも思われるが、それ以外の点として、以下のようにまとめられよう。

第1に、いわゆる三公社五現業は、公共企業体等労働関係法の適用を受けているという点において一括される。

第2に、いわゆる五現業は、中央政府が直接経営する公企業として、独立した法人を持たないが、一般会計とは別に特別会計の下にあるという特徴をもつ。しかし、五現業以外にも政府が直接経営し特別会計の下にある事業は存在するにもかかわらず、おそらく公共企業体等労働関係法の適用を受けていないというだけの理由で、（不当にも）それらは一般に公企業とはみなされていない。

第3に、中央政府が間接経営する公企業は特殊法人として一括される。特殊法人という用語そのものが用いられているわけではないものの、特殊法人の概念は行政管理庁設置法に根拠を持つ。特殊法人のうち三公社は、公共企業体等労働関係法の適用を受けているという点において他の特殊法人と区別される。また、特殊法人のうち特殊会社は、民間資本が参加しているという特徴をもつ。

第4に、日本銀行は明らかに公企業であるのに、（不当にも）特殊法人として認識されていない。

第5に、地方公営企業は地方公営企業法に法的根拠を持つ。政府が直接経営する公企業という点では中央政府における五現業に相当するが、五現業よりは独立性が高い。

第6に、特別法にもとづいて地方政府が創設する地方三公社と地方開発事業団は中央政府における特殊法人に相当する。

第7に、地方政府が4分の1以上出資する民法法人・商法法人は、公私混合企業または第三セクターとして位置づけられ、中央政府における特殊法人よりは独立性が高い。

以上はもちろん1977年出版という時代制約の下にある。これらを出発点として、現時点に応用してみよう。

第1の点について。公共企業体等労働関係法は、当初は公共企業体労働関係法（昭和23年12月2日法律第257号）として制定され、幾多の変遷を経て、現在は「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」と名称を変更して存続している。この法律の適用を受けている公企業がかつての「三公社五現業」に相当するものであると言えよう。これについては次小節において詳細に検討を行うこととするが、ここでは、同法の適用を受けるということは、国家公務員の⁽²³⁾身分を有することになることを指摘しておく。

第2の点について。かつての「五現業」以外の現業の多くが特定独立行政法人として法人化され、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の適用を受けるようになっている。ただし、特定独立行政法人以外の独立行政法人として法人化された現業も存在する。⁽²⁴⁾

(23) 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条（定義）第四号「職員 特定独立行政法人等に勤務する一般職に属する国家公務員をいう」。

(24) 独立行政法人国立青年の家に移行した国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家に移行した国立少年自然の家、独立行政法人教員研修センターに移管された文部科学省の教職員に対する研修等に関する業務、独立行政法人経済産業研究所に移行した経済産業省通商産業研究所、独立行政法人日本貿易保険に移管された経済産業省の輸出信用保険業務（以上2001年4月設立）、独立行政法人労働政策研究・研修機構に統合された厚生労働省労働研修所、独立行政法人原子力安全基盤機構に移管された経済産業省原子力安全・保安院の検査業務の一部等（以上2003年10月設立）、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に統合された厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所の医薬品医療機器審査センター、独立行政法人海洋研究開発機構に統合された東京大学海洋研究所の船舶運行部門、独立行政法人国立高等専門学校機構に移行した文部科学省国立高等専門学校、独立行政法人大学評価・学位授与機構に移行した文部科学省大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センターに移行した文部科学省国立学校財務センター、独立行政法人メディア教育開発センターに移行した文部科学省メディア教育開発センター（以上2004年4月設立）、独立行政法人医薬基盤研究所に統合された国立医薬品食品衛生研究所の一部及び国立感染症研究所の一部（2005年4月設立）。これに加え、特定独立行政法人であった独立行政法人航空宇宙技術研究所が2003年10月に文部科学省宇宙科学研究所等を統合して特定独立行政法人以外の法人の独立行政法人宇宙航空研究開発機構に、特定独立行政法人であった独立行政法人産業技術総合研究所が2005年4月に特定独立行政法人以外の法人に、それぞれ移行した。さらに、独立行政法人以外の法人として、2004年4月には国立大学法人89法人並びに大学共同利用機関法人4法人が発足した〔政策評価・独立行政法人評価委員会〔2005〕、政策評価・独立行政法人評価委員会（監修）〔2005〕、各独立行政法人のホームページ等〕。

なお、2005年11月14日に政策評価・独立行政法人評価委員会が取りまとめた「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」によると、2004・2005年度末に中期目標期間が終了する56法人（内、特定独立行政法人は51法人）を42法人（内、特定独立行政法人は4法人）に整理・統合する予定とのことである。これが実現すると、今回の見直し対象法人のうち特定独立行政法人に留まるのは、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人農林水産消費技術センター・独立行政法人肥飼料検査所・独立行政法人農薬検査所が統合してできる独立行政法人及び独立行政法人製品評価技術基盤機構の4法人ということになる〔総務省行政評価局（監修）〔2005〕〕。なお、今回の見直し対象法人以外の特定独立行政

第3の点について。かつての行政管理庁の所掌事務は総務省に引き継がれているところ、総務省設置法（平成11年7月16日法律第91号）⁽²⁵⁾に特殊法人の概念が規定されている。また、特殊法人等改革基本法（平成13年6月21日法律第58号）には法律名称に「特殊法人」が使われているのみならず、別表一に同法制定時の特殊法人が列挙されている。現在、特殊法人の中で公社に該当する法人はかつて現業であった日本郵政公社のみであり、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の適用を受けている（図1、図2）。また、特殊法人改革の中で、独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）が制定され、「独立行政法人」が新設された。そして、独立行政法人には、「特定独立行政法人」と「特定独立行政法人以外の独立行政法人」の2つの類型が存在する。特定独立行政法人の役職員は国家公務員の身分を有することが最大の特徴である⁽²⁶⁾（図3、図4）。ところで特殊法人改革においては「民営化」も話題になるが、「民営化」については後で検討を行うこととする。

図1 所管府省別特殊法人一覧（平成18年1月23日現在）

内閣府（1） 沖縄振興開発金融公庫	厚生労働省（1） 年金資金運用基金	国土交通省（15） 住宅金融公庫 関西国際空港株式会社 北海道旅客鉄道株式会社 四国旅客鉄道株式会社 九州旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社 成田国際空港株式会社 (財)日本船舶振興会 東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社
総務省（7） 日本郵政公社 公営企業金融公庫 日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 日本放送協会 日本郵政株式会社	農林水産省（3） 農林漁業金融公庫 日本中央競馬会 地方競馬全国協会	
財務省（4） 国民生活金融公庫 国際協力銀行 日本政策投資銀行 日本たばこ産業株式会社	経済産業省（4） 中小企業金融公庫 商工組合中央金庫 日本自転車振興会 日本小型自動車振興会	
文部科学省（2） 日本私立学校振興・共済事業団 放送大学学園		環境省（1） 日本環境安全事業株式会社
		合計 38法人

（注）複数府省共管の特殊法人は、主たる所管府省にのみ掲げた。

出典：総務省ホームページ

法人は、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政人造幣局、独立行政法人国立印刷局及び独立行政法人国立病院機構の5法人である。

- (25) 総務省設置法第四条（所掌事務）第十五号「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと」。
- (26) 独立行政法人通則法第二条（定義）第2項「この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう」。

図2 特殊法人一覧（平成18年1月23日現在：38法人）

(公 社) 1	(特殊会社) 19	(その 他) 8
日本郵政公社	日本電信電話株式会社	日本放送協会
(事 業 団) 1	東日本電信電話株式会社	放送大学学園
日本私立学校振興・共済事業団	西日本電信電話株式会社	年金資金運用基金
(公 庫) 6	日本郵政株式会社	日本中央競馬会
沖縄振興開発金融公庫	日本たばこ産業株式会社	地方競馬全国協会
公営企業金融公庫	関西国際空港株式会社	日本自転車振興会
国民生活金融公庫	北海道旅客鉄道株式会社	日本小型自動車振興会
農林漁業金融公庫	四国旅客鉄道株式会社	(財)日本船舶振興会
中小企業金融公庫	九州旅客鉄道株式会社	
住宅金融公庫	日本貨物鉄道株式会社	
(金庫、特殊銀行) 3	東京地下鉄株式会社	
国際協力銀行	成田国際空港株式会社	
日本政策投資銀行	東日本高速道路株式会社	
商工組合中央金庫	中日本高速道路株式会社	
	西日本高速道路株式会社	
	首都高速道路株式会社	
	阪神高速道路株式会社	
	本州四国連絡高速道路株式会社	
	日本環境安全事業株式会社	

出典：総務省ホームページ

図3 独立行政法人一覧（平成17年10月1日現在）

内閣府所管	5	農林水産省所管	21
独立行政法人国立公文書館		独立行政法人農林水産消費技術センター	
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構		独立行政法人種苗管理センター	
◎独立行政法人国民生活センター		独立行政法人家畜改良センター	
◎独立行政法人北方領土問題対策協会		独立行政法人肥飼料検査所	
◎独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構		独立行政法人農薬検査所	
総務省所管	4	独立行政法人農業者大学校	
独立行政法人情報通信研究機構		独立行政法人林木育種センター	
独立行政法人消防研究所		独立行政法人さけ・ます資源管理センター	
独立行政法人統計センター		独立行政法人水産大学校	
◎独立行政法人平和祈念事業特別基金		独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構	
外務省所管	2	独立行政法人農業生物資源研究所	
◎独立行政法人国際協力機構		独立行政法人農業環境技術研究所	
◎独立行政法人国際交流基金		独立行政法人農業工学研究所	
財務省所管	5	独立行政法人食品総合研究所	
独立行政法人酒類総合研究所		独立行政法人国際農林水産業研究センター	
独立行政人造幣局		独立行政法人森林総合研究所	
独立行政法人国立印刷局		独立行政法人水産総合研究センター	
◎独立行政法人通関情報処理センター		◎独立行政法人農畜産業振興機構	
◎独立行政法人日本万国博覧会記念機構		◎独立行政法人農業者年金基金	
文部科学省所管	28	◎独立行政法人農林漁業信用基金	
独立行政法人国立特殊教育総合研究所		◎独立行政法人緑資源機構	
独立行政法人大学入試センター		経済産業省所管	11
独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター		◎独立行政法人経済産業研究所	
独立行政法人国立女性教育会館		独立行政法人工業所有権情報・研修館	
◎独立行政法人国立青年の家		◎独立行政法人日本貿易保険	
◎独立行政法人国立少年自然の家		◎独立行政法人産業技術総合研究所	
独立行政法人国立国語研究所		独立行政法人製品評価技術基盤機構	
独立行政法人国立科学博物館		◎独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	
独立行政法人物質・材料研究機構		◎独立行政法人日本貿易振興機構	
独立行政法人防災科学技術研究所		◎独立行政法人原子力安全基盤機構	
独立行政法人放射線医学総合研究所		◎独立行政法人情報処理推進機構	
独立行政法人国立美術館		◎独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	
		◎独立行政法人中小企業基盤整備機構	

独立行政法人国立博物館	国土交通省所管 21
独立行政法人文化財研究所	独立行政法人土木研究所
◎独立行政法人教員研修センター	独立行政法人建築研究所
◎独立行政法人科学技術振興機構	独立行政法人交通安全環境研究所
◎独立行政法人日本学術振興会	独立行政法人海上技術安全研究所
◎独立行政法人理化学研究所	独立行政法人港湾空港技術研究所
◎独立行政法人宇宙航空研究開発機構	独立行政法人電子航法研究所
◎独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人北海道開発土木研究所
◎独立行政法人日本芸術文化振興会	独立行政法人海技大学校
◎独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人航海訓練所
◎独立行政法人海洋研究開発機構	独立行政法人海員学校
◎独立行政法人国立高等専門学校機構	独立行政法人航空大学校
◎独立行政法人大学評価・学位授与機構	自動車検査独立行政法人
◎独立行政法人国立大学財務・経営センター	◎独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
◎独立行政法人メディア教育開発センター	◎独立行政法人国際観光振興機構
◎独立行政法人日本原子力研究開発機構	◎独立行政法人水資源機構
厚生労働省所管 14	◎独立行政法人自動車事故対策機構
独立行政法人国立健康・栄養研究所	◎独立行政法人空港周辺整備機構
独立行政法人産業安全研究所	◎独立行政法人海上災害防止センター
独立行政法人産業医学総合研究所	◎独立行政法人都市再生機構
◎独立行政法人労働者退職金共済機構	◎独立行政法人奄美群島振興開発基金
◎独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	◎独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
◎独立行政法人福祉医療機構	
◎独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	
◎独立行政法人労働政策研究・研修機構	
◎独立行政法人雇用・能力開発機構	
◎独立行政法人労働者健康福祉機構	
独立行政法人国立病院機構	
◎独立行政法人医薬品医療機器総合機構	
◎独立行政法人医薬基盤研究所	
◎独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構	

(注) ◎印の法人は、特定独立行政法人以外の独立行政法人（役職員が国家公務員の身分を有しないもの）を示す。

57 法人

合計 **113** 法人

出典：総務省ホームページ

(参考)

図4 独立行政法人一覧（個別法成立116法人） 平成17年10月14日現在

平成13年4月設立（9府県57法人） (内閣府) (1法人) 独立行政法人国立公文書館	独立行政法人建築研究所 独立行政法人交通安全環境研究所 独立行政法人海上技術安全研究所 独立行政法人港湾空港技術研究所 独立行政法人電子航法研究所 独立行政法人北海道開発土木研究所 独立行政法人海技大学校 独立行政法人航海訓練所 独立行政法人海員学校 独立行政法人航空大学校	◎独立行政法人国際観光振興機構 ◎独立行政法人水資源機構 ◎独立行政法人自動車事故対策機構 ◎独立行政法人空港周辺整備機構 ◎独立行政法人海上災害防止センター
(総務省) (2法人) 独立行政法人通信総合研究所 (平成16年4月に(独)情報通信研究機構に移行) 独立行政法人消防研究所		
(財務省) (1法人) 独立行政法人酒類総合研究所		
(文部科学省) (16法人) 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 独立行政人大学入試センター 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター 独立行政法人国立女性教育会館 ◎独立行政法人国立青年の家 ◎独立行政法人国立少年自然の家 独立行政法人国立国語研究所 独立行政法人国立科学博物館 独立行政人物質・材料研究機構 独立行政法人防災科学技術研究所 独立行政法人航空宇宙技術研究所	独立行政法人國立環境研究所 平成14年4月設立 (1法人) (内閣府) (1法人) 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 平成14年7月設立 (1法人) (国土交通省) (1法人) 自動車検査独立行政法人 平成15年4月設立 (3法人) (総務省) (1法人) 独立行政法人統計センター	平成16年1月設立 (1法人) (経済産業省) (1法人) ◎独立行政法人情報処理推進機構 平成16年2月設立 (1法人) (経済産業省) (1法人) ◎独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 平成16年3月設立 (1法人) (厚生労働省) (1法人) ◎独立行政法人雇用・能力開発機構 平成16年4月設立 (10法人) (厚生労働省) (3法人) ◎独立行政法人労働者健康福祉機構 独立行政法人国立病院機構 ◎独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (文部科学省) (6法人)

(平成15年10月に◎(独)宇宙航空研究開発機構に移行)	(財務省) (2法人)	◎独立行政法人日本学生支援機構
独立行政法人放射線医学総合研究所	独立行政法人造幣局	◎独立行政法人海洋研究開発機構
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立印刷局	◎独立行政法人国立高等専門学校機構
独立行政法人国立博物館		◎独立行政法人大学評議・学位授与機構
独立行政法人文化財研究所		◎独立行政法人国立大学財務・経営センター
◎独立行政法人教員研修センター		◎独立行政法人メディア教育開発センター
(厚生労働省) (3法人)		(環境省) (1法人)
独立行政法人国立健康・栄養研究所		◎独立行政法人環境再生保全機構
独立行政法人産業安全研究所		
独立行政法人産業医学総合研究所		
(農林水産省) (17法人)		
独立行政法人農林水産消費技術センター		
独立行政法人種苗管理センター		
独立行政法人家畜改良センター		
独立行政法人肥料検査所		
独立行政法人農業検査所		
独立行政法人農業者大学校		
独立行政法人林木育種センター		
独立行政法人さけ・ます資源管理センター		
独立行政法人水産大学校		
独立行政法人農業技術研究機構		
(平成15年10月に(独)農業・生物系特定産業技術研究機構に移行)		
独立行政法人農業生物資源研究所		
独立行政法人農業環境技術研究所		
独立行政法人農業工学研究所		
独立行政法人食品総合研究所		
独立行政法人国際農林水産業研究センター		
独立行政法人森林総合研究所		
独立行政法人水産総合研究センター		
(平成15年10月に(認)海洋水産資源開発センターの業務を一部統合)		
(経済産業省) (5法人)		
◎独立行政法人経済産業研究所		
独立行政法人工業所有権総合情報館		
(平成16年10月(独)工業所有権情報・研修館に名称変更)		
◎独立行政法人日本貿易保険		
独立行政法人産業技術総合研究所		
(平成17年4月に特定独立行政法人以外の人間に移行(→◎))		
独立行政法人製品評価技術基盤機構		
(国土交通省) (11法人)		
独立行政法人土木研究所		
(注) ◎は特定独立行政法人以外の法人(役職員に国家公務員の身分を与えない法人)を示す。		

出典：総務省ホームページ

第4の点について。日本銀行は、「認可法人」として認識される。ちなみに、日本銀行ホームページにも、「日本銀行はわが国唯一の中央銀行です。日本銀行は、日本銀行法によりそのあり方が定められている認可法人であり、政府機関や株式会社ではありません」[<http://www.boj.or.jp/type/exp/about/expboj.htm>] とある。その他一般に認可法人については、

- 特別の法律によって限定数設置されるが、特殊法人と異なり、「特別の設立行為」によって強制設立されるものではなく、法律の枠内において民間等の関係者が任意設立し、

主務大臣の認可を受けたもの。

(例) 総合研究開発機構、預金保険機構、日本赤十字社

[行政改革推進事務局「特殊法人・認可法人等について」]

との説明がある。また、特殊法人等改革基本法の別表二には同法制定時の認可法人が列挙されている。なお、特殊法人改革の一環として、「認可法人」も「民営化」や「独立行政法人化」が進められてきた(図5)。

第5の点について。地方公営企業法は現在も存続している(昭和27年8月1日法律第292号)。また、中央政府レベルにおける特定独立行政法人等の労働関係に関する法律に相当するものとして、「地方公営企業等の労働関係に関する法律」(昭和27年7月31日法律第289号)が存在する。「等」とあるが、同法の適用対象には、地方公営企業以外に、役職員が地方公務員の身分を有する「特定地方独立行政法人」がある。これは、地方独立行政法人法(平成15年7月16日法律第118号)⁽²⁷⁾に法的根拠があり、中央政府における特定独立行政法人に相当するものであると言えよう。なお、地方独立行政法人には特定独立行政法人以外に役職員が地方公務員の身分を有しない一般地方独立行政法人があり⁽²⁸⁾、中央政府における特定独立行政法人以外の独立行政法人に相当するものであると言えよう。

第6の点について。地方三公社とは、地方住宅供給公社・地方道路公社・土地開発公社のことであるが、現在も存続している。地方住宅供給公社は地方住宅供給公社法(昭和40年6月10日法律第124号)、地方道路公社は地方道路公社法(昭和45年5月20日法律第82号)、土地開発公社は公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年6月15日法律第66号)⁽²⁹⁾、にそれぞれ法的根拠を有する。地方開発事業団とは、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)に法的根拠を

(27) 地方独立行政法人法第二条(定義)第2項「この法律において「特定地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人(第二十一条第二号に掲げる業務を行うものを除く。)のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして第七条の規定により地方公共団体が定款で定めるものをいう」。

(28) 地方独立行政法人法第五十五条(役員の兼職禁止)「特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人(以下「一般地方独立行政法人」という。)の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない」。

(29) 公有地の拡大の推進に関する法律第一条(目的)「この法律は、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買いに関する制度の整備、地方公共団体に代わって土地の先行取得を行なうこと等を目的とする土地開発公社の創設その他の措置を講ずることにより、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もつて地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的とする」。

図5 特殊法人等整理合理化計画の実施状況（組織形態）

基本法 施行前	措置済	今後措置予定		現状維持
		実態上措置	1	
特殊法人	法律改正 54 [廃止 8] 簡易保険福祉事業団 石油公団 宇宙開発事業団 日本労働研究機構 地域振興整備公団 日本育英会 都市基盤整備公団 住宅金融公庫	[民営化等 16] JR 3社：東日本、東海、西日本 北方領土問題対策協議会 国民生活センター 日本私立学校振興・共済事業団 国際交流基金 放送大学学園 社会保険診療報酬支払基金 日本高速度交通運営団 日本労働者住宅協会 電源開発株式会社 新東京国際空港公団 環境事業団 道路 4 公団：道路公団、首都、阪神、本四 労働福祉事業団 社会福祉・医療事業団 心身障害者福祉協会 勤労者退職金共済機構 雇用・能力開発機構	[独立行政法人化 30] 金属鉱業事業団 農畜産業振興事業団 農業者年金基金 中小企業総合事業団 日本貿易振興会 科学技術振興事業団 理化学研究所 日本芸術文化振興会 日本学術振興会 日本体育・学校健康センター 公害健康被害補償予防協会 奄美群島振興開発基金 年金積金運用基金 日本原子力研究所 核燃料サイクル開発機構	[民営化等 8] 農林漁業団体職員共済組合 (共済組合として整理) 開拓（単独民営化を図る方針が14年末に決定） NTT 3社（政府保有株式数規制について早急に結論） JR 4社：北海道、四国、九州、貨物（できる限り早期に完全民営化） [引き続き検討 13] 政府金融機関 8法人：國民公庫、農林公庫、中小公庫、公嘗公庫、沖繩公庫、国際協力銀行、政策投資銀行、商工中金（17～19年度に組織形態の見直しを検討） 公営競技 5法人：中央競馬、競輪、地方競馬、オート、競艇（集中改革期間内に見直しを検討）
認可法人	法律改正 24 [廃止 8] 基盤技術研究促進センター 通信・放送機構 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構 野菜供給安定基金 海洋水産資源開発センター 生物系特定産業技術研究推進機構 産業基盤整備基金 海洋科学技術センター	[民営化等 7] 日本司法書士会連合会 日本土地家屋調査士会連合会 全国社会保険労務士会連合会 日本公務員災害補償基金 地方公務員災害補償基金 日本下水道事業団 自動車事故対策センター 自動車安全運転センター 日本公認会計士協会 海上災害防止センター	[独立行政法人化 9] 平和祈念事業特別基金 日本万国博覧会記念会 通関情勢処理センター 日本障害者雇用促進協会 石炭労働年金基金 農林漁業信用基金 情報処理振興事業協会 自動車事故対策センター 空港周辺整備機構 日本弁理士会 日本商工会議所 全国中小企業団体中央会 全国商工会連合会	[民営化等 1] 総合研究開発機構 (集中改革期間中に財团法人化の方針で組織の在り方を見直す)
計	163	[法律改正 78 [廃止 16] [民営化等 23] [独立行政法人化 39]	[実態上措置 136 共済組合として整理 45]	[民営化等 9] [引き続き検討 13]
			22	5

注記：行政改革推進事務局ホームページ

有する特別地方公共団体である。⁽³⁰⁾前記の引用においては、地方三公社と地方開発事業団とは同等の扱いを受けるかのような印象を受けるが、⁽³¹⁾地方開発事業団は地方公共団体であることから役職員は地方公務員であるという違いがある。

第7の点について。前記の引用においては、「公私混合企業」と「第三セクター」との関係が曖昧であり、ほとんど同義語のような印象すら受ける。これは、「中央政府の公企業」において、「特殊会社」に言及しながらそれが「公私混合企業」としては把握されていないことからもそのように言えよう。しかし、近年においては、「第三セクター」とは地方政府における公私混合企業であるとされているようである。これについては、林健久（編）『地方財政読本第5版』より、第8章「公営事業と第三セクター」第四節「地方公社・第三セクター」—「定義」を、いささか長文にわたるが引用してみよう。

地方公社、第三セクターは、地方公共団体そのものではないが、地方自治体が出資をする法人で、地方自治体の活動と深いかかわりをもつ組織である。この出資については、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」という地方自治法第二三二条の二の規定が根拠となっている。したがって、「公益上の必要」が存在していることが前提とされる。

地方公社や第三セクターの定義、範囲は、基本法に当たるものがないため、まちまちである。地方公社・第三セクターを最も広義に捉えれば、自治体が出資して設立した法人ということになる。この範囲を網羅して三年ごとに調査しているのが、『地方公社総覧』である。そこには、第一に、特別法の規定に基づいて設立された地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、第二に、民法に基づいて設立された社団法人あるいは財団法人（民法法人）、第三に、商法（正確には有限会社法を含む）に基づいて設立された株式会社、合名会社、合資会社、有限会社（商法法人）が含まれる。

最近の『地方公社総覧』では、単独の地方公共団体の出資割合が二五%以上の法人と二五%未満の法人とに分けて調査されている。出資割合が基準となるのは、それが高くなるほど自治体の関与する程度が強まるという制度になっているからである。出資比率が二五%以上になると監査役員が法人の出納、事務の執行状況などについて監査できるとされる。また、五〇%以上になると、①毎事業年度経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出しなければならず、また、②首長は、収支の実績、見込みを報告し、予算の執行状況を調

(30) 地方自治法第一条の三「地方公共団体の種類】第3項「特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団とする」。

(31) 地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号）第三条（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）第1項「地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける」。

査し、必要な措置を求める求めることができるとしている。

ちなみに、平成二年（一九九九年）一月一日時点の調査によれば、単独の地方公共団体が二五%以上出資している法人は、八一七五、二五%未満の法人は一九六〇となっている。『地方公社総覧』では、これらがすべて「地方公社」と呼ばれている。

一方、総務省が毎年行っている「第三セクターの状況に関する調査」では、民法法人と商法法人のうち地方公共団体が二五%以上出資している法人を調査対象とし、これを「第三セクター」と呼んでおり、特別法に基づく三公社は含まれていない。ただし、複数の地方公共団体が合計で二五%以上出資している法人を含んでいるので、『地方公社総覧』の出資二五%以上の民法法人、商法法人よりは範囲が広くなっている。

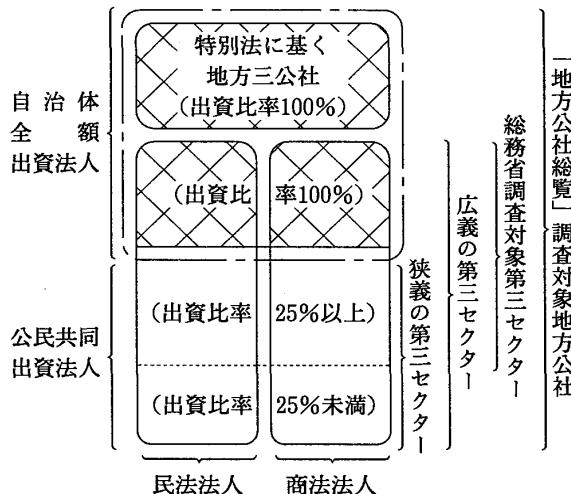
この場合、「第三セクター」というのは、公共部門（第一セクター）と民間の営利企業部門（第二セクター）が混合した組織という意味で使われている。その内容を端的に表現すれば、公民共同出資法人のことといえる。もっとも、総務省の調査対象である民法法人、商法法人には一〇〇%自治体出資の法人も存在するので、正確にいうと公民共同出資という定義からはみ出す部分が出てくる。

なお、欧米でも「第三セクター」（The Third Sector）の定義は必ずしも明確ではなく、日本と同じように使用されている場合もある。しかし、第一セクターでも第二セクターでもない非営利団体を指すことが多く、その傾向は特にアメリカで強い。

以上を踏まえて、日本における諸概念を整理すると図8-6のようになる。法制面ではなく実質面を重視すれば、通常地方公社ないし第三セクターと総称されているものは、自治体出資法人であって、これは自治体全額出資法人と公民共同出資法人とに分かれる。この

(32) 図8-6は次のようなものである。

図8-6 地方公社・第三セクターの分類



(出所) 出資比率は複数の地方公共団体によるものを含む。

出典：林（編）（2003），270頁

うち公民共同出資法人が、日本の用語法による「第三セクター」（図8-6の「狭義の第三セクター」）ということになろう。

[林（編）（2003），268-270頁]

ここにおいて、実は「第三セクター」の定義が統一的なものとしては存在していないことが明らかとなる。しかし、上記で言うところの「狭義の第三セクター」、すなわち公民共同出資法人がいわゆる第三セクターの典型であることには同意できよう。中央政府における特殊会社に相当するものであると言えよう。

ただし、1点だけ問題がある。高等学校「政治・経済」資料集には、「株式会社の形をとる」とあるが、上記の引用によると、株式会社に限らないことになる。しかし、有限会社はともかくとして、社団法人と財団法人（民法法人）を入れるのはどうなのであろうか。そうなると、公民共同出資ではなく民間単独出資の民法法人は「私企業」なのかということになる。さらに、高等学校「政治・経済」資料集では「公企業」に国立大学を含めているが、そうなると私立大学等を経営する学校法人は「私企業」なのかということになる。また、「第三セクター」の定義についての欧米特にアメリカの傾向からは、特定非営利活動法人やさらには宗教法人等はどうなるのかという疑問も沸いてくる。これは結局のところ「企業」とは何なのかという問題に帰着するわけであるが、これについては最後に考察することとする。

3 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律について

続いて、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律についていさか詳細に検討を行うこととしよう。菅野和夫『労働法 第七版』には次のようにある。

(ii) 次に戦後第2期は、昭和23年初頭のアメリカの対日占領政策の転換を契機として、公共部門労働者の争議行為禁止と労働組合法の改正が行われた時期である。

まず、官公庁労働組合の相次ぐ労働攻勢に対しては、昭和23年7月22日のマッカーサー書簡に基づいて、暫定措置として同月31日政令201号が制定され、公務員の団体交渉権否定と争議行為禁止が行われた。そして、同年12月には国家公務員法がその線に沿って改正された（法222）。また国鉄、専売事業がそれぞれ立法により公社化され（日本国有鉄道、日本専売公社）、それら職員のために争議行為を禁止しつつ団体交渉の手続と特別の争議調整制度とを定める公共企業体労働関係法（昭23法257）が制定された。

[菅野（2005），7頁]

(iii) 第3期には、第2期の方向に沿った法制の整備がさらに進められた。まず昭和25年には、前記のように改正された国家公務員法と基本的に同内容の地方公務員法が制定され

た（法261）。ついで昭和27年には、独立後の法整備の一環として、労働組合法の若干の改正（法288。とくに、15条2～4項の追加）と労働関係調整法の改正（法288）が行われた。また、地方公営企業労働関係法（法289）が制定され、地方公務員のうち地方公営企業の職員について公共企業体労働関係法と同様の労使関係の取扱いが開始された。さらに、公共企業体労働関係法は同年の改正（法288）によって「公共企業体等労働関係法」と改称され、日本電信電話公社（同時に立法で設立）および郵便事業等の5つの国の直営事業（五現業）をも適用対象とするにいたった。

[菅野（2005），8頁，圈点は原文ママ]

(v) 団体的労使関係の分野では、近年の労使関係の安定と労使自治の確立のなかで、判例が、官公労働者の争議行為禁止につき、紆余曲折を経て、これを全面的に合憲とする論理を確立させた。また、労働者の争議行為や組合活動について使用者の所有権や施設管理権を重視するルールを発展させ、他方、複数組合関係について各組合との誠実な交渉を要請するルールを樹立した。その後の立法的発展としては、昭和59年以降の行政改革によって、日本専売公社、日本電信電話公社、日本国有鉄道が順次民営（特殊株式会社）化され（国鉄については分割民営化）、公共企業体等労働関係法は、結局、国営企業のみを対象とする国営企業労働関係法となった。また、平成11年4月に閣議決定された国の行政組織等改革の基本計画に従って、国の89の研究所・センター等が独立行政法人に再編成され、このうち職員に公務員の身分を与える特定独立行政法人については、その労働関係は国営企業と同様の取扱いを受けることとなった。また、その後郵便事業も公社化された。これらにより、国営企業労働関係法は「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」（独法労法）に再編成された（平11法104、平14法98）。

[菅野（2005），9-10頁]

以上の経緯を補足しながらまとめると、次のようになる。

まず、公共企業体労働関係法が制定され、1949年6月、国鉄と専売公社の二公社の発足と同時に適用された。

続いて1952年8月には電電公社が設立され、同時に五現業も適用対象とすることとなり、公共企業体労働関係法は公共企業体等労働関係法に改称され、ここにいわゆる「三公社五現業」が成立した。ただし、1982年10月にはアルコール専売が除外されて三公社四現業となり、さらに1985年4月には専売公社と電電公社が除外されて一公社四現業となった。

1987年4月には最後の公社たる国鉄が除外されて四現業となり、公共企業体等労働関係法は国営企業労働関係法と改称された。

2001年4月には独立行政法人制度が発足するとともに独立行政法人のうち特定独立行政法人

を新たに適用対象とすることとなり、国営企業労働関係法は国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律と改称された。言うならば特定独立行政法人プラス四現業である。

2003年4月には四現業のうち郵政事業が公社化し、印刷事業と造幣事業が特定独立行政法人化して、特定独立行政法人プラス一公社一現業を対象とすることとなり、16年ぶりに公社が適用対象として復活したことから、国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律は特定独立法人等の労働関係に関する法律と改称された。そして、2007年10月には郵政公社が民営化により除外されて特定独立行政法人プラス一現業になる予定である。

なお、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律における現行の規定は次のようにになっている。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定独立行政法人 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。
- 二 国有林野事業 国有林野事業（国有林野事業特別会計において事務を取り扱う治山事業を含む。）及びこれに附帯する事業をいう。
- 三 特定独立行政法人等 特定独立行政法人、国有林野事業を行う国の経営する企業及び日本郵政公社をいう。
- 四 職員 特定独立行政法人等に勤務する一般職に属する国家公務員をいう。

なお、いわゆる郵政民営化により、日本郵政公社に関する部分は2007年10月に除かれる予定である。

ちなみに、かつての「三公社五現業」当時の公共企業体等労働関係法における規定は次のようにになっていた。

(定義)

第二条 この法律において「公共企業体等」とは、左に掲げるものをいう。

- 一 左に掲げる公共企業体
 - イ 日本国有鉄道
 - ロ 日本電信電話公社
 - ハ 日本専売公社
- 二 左に掲げる事業（これに附帯する事業を含む。）を行う国の経営する企業
 - イ 郵便、郵便貯金、郵便為替、郵便振替、簡易生命保険及び郵便年金の事業（これ

らの事業を行う官署が行う、日本電信電話公社、国際電信電話株式会社及び日本放送協会から委託された業務、国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上並びにその割増金の支払に関する業務、印紙の売りさばきに関する業務並びに年金及び恩給の支給その他国庫金の受入払渡に関する業務を含む。)

- ロ 国有林野事業（国有林野事業特別会計において事務を取り扱う治山事業を含む。）
- ハ 日本銀行券、紙幣、国債、印紙、郵便切手、郵便はがき等の印刷の事業（これに必要な用紙類の製造並びに官報、法令全書等の編集、製造及び発行の事業を含む。）
- ニ 造幣事業（賞はい等の製造の事業を含む。）
- ホ アルコール専売事業

2 この法律において「職員」とは、左に掲げる者をいう。

- 一 前項第一号の公共企業体に雇用される者であつて、役員及び日雇い入れられる者以外のもの
- 二 前項第二号の企業に勤務する一般職に属する国家公務員

[井戸田ほか（編）（1982），1599頁，傍点は原文ママ]

4 「三公社五現業」の経緯

ここで参考までに「三公社五現業」の経緯についてまとめてみよう。今の生徒にわざわざ教える必然性は全くないが、「三公社五現業」という用語が頭にこびりついている筆者自身を含む一定年齢以上の教員にとっての心覚えとなろう。

◎三公社

・日本国有鉄道

鉄道省を前身に1949年6月、日本国有鉄道が設立された。周知のいわゆる国鉄分割民営化により、1987年4月、北海道・東日本・東海・西日本・四国・九州の6つの旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社が設立された。以上の7つの株式会社は特殊法人の一類型たる特殊会社である。また、分割民営化と同時に特殊法人として日本国有鉄道清算事業団及び新幹線鉄道保有機構も設立された。なお、旧国鉄の業務の一部を継承する法人として1986年12月に鉄道通信株式会社、鉄道情報システム株式会社及び財團法人鉄道総合技術研究所も設立されている。ちなみに、鉄道情報システム株式会社の通称はJRシステムである。

1989年5月、鉄道通信株式会社は日本テレコム株式会社と合併して日本テレコム株式会社となる。1991年10月、新幹線鉄道保有機構は新幹線の本州3旅客鉄道株式会社への売却により廃止され、鉄道整備基金に改組された。同基金は1997年10月、特殊法人大きな船舶整備公団（1959年6月国内旅客船公団として設立、1961年4月特定船舶整備公団を経て、1966年12月改称）と統合して、新たに特殊法人として運輸施設整備事業団が設立された。1998年10月、日本国有鉄

道清算事業団は解散し、残業務は特殊法人たる日本鉄道建設公団（1964年3月設立）に継承された。同公団は特殊法人改革に伴い2003年10月に解散し、運輸施設整備事業団と統合して、新たに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設立されて現在に至る。

民営化された旅客鉄道株式会社について補足すると、2001年12月、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号、通称JR会社法）の改正によりJR東日本、JR東海及びJR西日本は同法の適用除外となり、根拠法が廃止されたと見なされ、後述の完全民営化の前提が整う。そして2002年6月、日本鉄道建設公団が保有するJR東日本株式の売却が完了したことをもってJR東日本の完全民営化が達成されたとされ、2004年3月、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が保有するJR西日本株式の売却が完了したことをもってJR西日本の完全民営化が達成されたとされる。⁽³³⁾

- ・日本電信電話公社

電気鉄道省を前身に1952年8月、日本電信電話公社が設立された。1985年4月、特殊法人の一類型たる特殊会社として日本電信電話株式会社が設立され、いわゆる民営化となり現在に至る。

- ・日本専売公社

大蔵省専売局を前身に1949年6月、日本専売公社が設立された。1985年4月、特殊法人の一類型たる特殊会社として日本たばこ産業株式会社が設立され、いわゆる民営化となり現在に至る。

◎五現業

- ・郵政事業

郵政省に対し1952年8月、公労法が適用され、国営企業となる。2001年1月、中央省庁再編に伴い総務省の外局として郵政事業庁が設立され、さらに2003年4月、日本郵政公社が設立されて公社となる。

2005年10月14日の郵政民営化法案の成立により、2007年10月に郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が設立され、同時に郵便貯金銀行及び郵便保険会社が営業開始予定である。これらは特殊法人の一類型たる特殊会社である。また、郵政民営化と同時に独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が設立予定である。

- ・国有林野事業

農林水産省の外局の林野庁の国有林野事業に対し1952年8月、公労法が適用され、国営企業となる。適用法律名称を変えながら唯一の国営企業として現在に至る。

- ・印刷事業

(33) さらに2006年4月5日、JR東海株式の売却が完了したことをもってJR東海の完全民営化が達成されたとされる。

大蔵省印刷局に対し1952年8月、公労法が適用され、国営企業となる。2001年1月、中央省庁再編に伴い財務省印刷局となり、さらに2003年4月、特定独立行政法人として独立行政法人国立印刷局が設立されて現在に至る。

- 造幣事業

大蔵省造幣局に対し1952年8月、公労法が適用され、国営企業となる。2001年1月、中央省庁再編に伴い財務省造幣局となり、さらに2003年4月、特定独立行政法人として独立行政法人造幣局が設立されて現在に至る。

- アルコール専売事業

通商産業省のアルコール専売事業に対し1952年8月、公労法が適用され、国営企業となる。1982年10月、特殊法人たる新エネルギー総合開発機構（1980年10月設立）に業務が移管される。なお、同機構は1988年10月、新エネルギー・産業技術総合開発機構に改組され、さらに2003年10月、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が設立されて現在に至る。ちなみに、通称はNEDOである。

5 「民営化」について

かつての「三公社」は1980年代に相次いで「民営化」され、また近年の特殊法人改革においても「民営化」がよく話題になる。それではそもそも「民営化」とは何であろうか。まず、「特殊会社」について、

- 特殊法人のうち商法上の株式会社の形態をとるもの。
- 国が株式の全部又は一部を保有する。

(例) 日本電信電話株式会社、日本たばこ産業株式会社、関西国際空港株式会社
北海道旅客鉄道株式会社

[行政改革推進事務局「特殊法人・認可法人等について」]

との説明があり、特殊会社化することをもってかつての三公社や道路公団等は「民営化」したとされ⁽³⁴⁾、そして日本郵政公社も「民営化」される予定である。

また、「完全民営化」について、

(34) 高等学校「政治・経済」資料集には、「本州四国連絡橋」として写真を掲載した上で「この建設にあたったのは、本州四国連絡橋公団という特殊法人であるが、この資金を支えているしくみが財政投融資である。日本道路公団による高速道路建設も同じである」[109頁]との説明があるが、本州四国連絡橋公団及び日本道路公団は、首都高速道路公団及び阪神高速道路公団とともに、2004年6月の道路関係四公団民営化関係四法の成立により2005年10月に民営化されたはずである。

- ・特殊会社化された法人について、個別の根拠法を廃止するとともに、国が保有する株式を全株売却し、完全に民間の企業と同等の取り扱いとする。

(例) 国際電信電話株式会社、日本航空株式会社、東日本旅客鉄道株式会社
電源開発株式会社

[行政改革推進事務局「特殊法人・認可法人等について」]

との説明がある。

さらに、「民間法人化された特殊法人」及び「特別の法律により設立される民間法人」なる概念が存在する。

「民間法人化された特殊法人」について、平成14年版をもって廃刊となった『特殊法人総覧』の最終巻は、特殊法人の説明に絡めて次のように説明している。

通常、広義においては、特別の法律に基づいて限定数設けられる法人のことを特殊法人ということが多いが、狭義においては、「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人」のことをいう。この場合、「特別の設立行為」とは、政府が命ずる設立委員が行う設立に関する行為をいう。

狭義の特殊法人は、政府が必要な事業を行おうとする場合、その業務の性質が企業的経営になじむものであり、これを通常の行政機関に担当せしめては、各種の制度上の制約から能率的な経営を期待できないとき等に、特別の法律によって独立の法人を設け、国家的責任を担保するに足る特別の監督を行うとともに、その他の面では、できる限り経営の自主性と弾力性を認めて能率的経営を行わせようとするものである。

なお、「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人」については、その法人の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関し、総務省が審査を行うこととされている。

(注)

狭義の特殊法人であっても総務省の審査の規定が適用されないものとして「民間法人化された特殊法人」がある。

「民間法人化された特殊法人」は、臨時行政調査会第5次答申（昭和58年3月14日）における特殊法人等の自立化の原則に基づき、特殊法人としての設立形式を変えずに当該法人の事業の制度的独占を排除するとともに、①国又はこれに準ずるものとの出資を制度上、実態上廃止する②役員の選任を自動的に行う③経常的事業運営経費に対する国又はこれに準ずるものからの補助金等を廃止する④その他政府の関与を最小限のものとするための制度改正を行い、経営の活性化、事業の効率化を図ることとされた

ものである。これら「民間法人化された特殊法人」については、設立形式において引き続き特殊法人の形態をとっているが、民間法人化の趣旨にかんがみ、総務省の審査の規定は適用しないこととされている。

[行政管理センター (2002), 639-640頁]

また、「特別の法律により設立される民間法人」については、

特別の法律により設立される民間法人とは、民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として、特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人（地方公共団体が設立主体となる法人を除く。）のことをいいます。

[総務省行政管理局「特別の法律により設立される民間法人」、下線は原文ママ]

との説明がある。「特別の法律により設立される民間法人一覧（平成17年10月1日現在：37法人）」には「特殊法人（10法人）」と「認可法人（27法人）」とに分けて一覧が掲載されており（図6），このうち「特殊法人（10法人）」が、先述の「民間法人化された特殊法人」に該当するものと思われる。そして、「認可法人（27法人）」は、言うなれば「民間法人化された認可法人」なのである。「民間法人化された特殊法人」には例えば農林中央金庫が属し、「民間法人化された認可法人」には例えば日本商工会議所が属する。これらは端的に私企業であると見なしてしまってもいいかもしれないが、最も広い意味において公私合同（混合）企業であると位置づけることも可能であろう。

6 企業の種類の区分案

以上の検討より、企業の種類のうち、公企業と公私合同（混合）企業の区分について、以下のようにまとめられよう。便宜上、国と地方とに分けて考える。

まず国について。最も公企業としての程度が高いのは、省庁機関において直接経営する国営企業（現業）であろう。それに続くのは、法人格を有するという意味において間接経営するもののうち、役職員が国家公務員の身分を有する公社及び特定独立行政法人であろう。その次に、特定独立行政法人以外の独立行政法人、国立大学法人等、公社又は特殊会社以外の特殊法人及び認可法人が続くものと考えられる。これらは役職員が国家公務員の身分を有しないものの「民営化」の検討対象とされてきており、逆に言うといまだに公企業の範疇であるということになろう。そして公私合同（混合）企業として特殊会社があり、「完全民営化」の検討対象とされる。そして、「特別の法律により設立される民間法人」（民間法人化された特殊法人及び認

図6 特別の法律により設立される民間法人一覧（平成17年10月1日現在：37法人）

○特殊法人（10法人）	民間法人化年月日	民間法人化年月日
○ 業務省（2）		
日本消防検定協会	昭和62年1月1日	平成14年12月19日
消防団員等公務災害補償等共済基金	平成9年4月1日	平成15年8月1日
○ 厚生労働省（1）		
社会保障診療報酬支払基金	平成15年10月1日	平成元年7月18日
○ 農林水産省（1）	昭和61年9月8日	平成元年7月18日
農林中央金庫		
○ 経済産業省（5）		
東京中小企業投資育成株式会社	昭和61年7月1日	平成10年7月1日
名古屋中小企業投資育成株式会社	昭和61年7月1日	平成12年6月19日
大阪中小企業投資育成株式会社	昭和61年7月1日	平成14年4月1日
高圧ガス保安協会	昭和61年10月1日	平成14年12月13日
日本電気計器検定所	昭和61年10月1日	平成15年3月31日
○ 國土交通省（1）		
日本労働者住宅協会	平成15年10月1日	平成14年4月1日
○ 認可法人（27法人）		
警察庁（1）		
自動車安全運転センター	平成15年10月1日	平成14年4月1日
（金融）（1）		
日本公認会計士協会	平成16年4月1日	平成14年4月1日
（総務）（2）		
危険物保安技術協会	昭和62年1月1日	平成14年8月29日
日本行政書士会連合会	平成15年3月4日	平成17年4月1日
（財務）（1）		
日本税理士会連合会	平成14年10月29日	平成14年10月1日

二 本 洋 司

注記：業務省オームペー

- (注1)○は、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）関連事項。
 (注2)製品安全協会（経済産業省所管）は、民間法人化（昭和61年10月1日）後、更に財團法人に移行（平成12年12月1日）。
 (注3)郵便貯金振興会（総務省所管）は、民間法人化（昭和61年7月30日）後、更に財團法人に移行（平成15年4月1日）。
 (注4)企業年金連合会（厚生労働省所管）は、厚生年金基金連合会から名称変更（平成17年10月1日）。

可法人)が含まれるべきか否かは議論の余地のあるところであろう。

続いて地方について。最も公企業としての程度が高いのは、地方政府において直接経営する地方公営企業であろう。それに続くのは、法人格を有するという意味において間接経営するもののうち、役職員が地方公務員の身分を有する地方開発事業団及び特定地方独立行政法人であろう。その次に、一般地方独立行政法人及び地方三公社が続くものと考えられる。これらは役職員が地方公務員の身分を有しない。そして公私合同(混合)企業として第三セクターがあるということになろう。

以上を表にまとめると、次のようになろう(表5)。なお、私企業について、2006年5月1日施行の会社法の規定を取り入れてある。

表5 企業の種類

私企業	個人企業		個人商店、農家など
	法人企業	会社企業	
		株式会社 ※特例有限会社を含む	
		合名会社	
		合資会社	
		合同会社	
公企業	国	公務員	組合企業
			農業協同組合、消費生活協同組合など
		公務員	国営企業(現業)
			国有林野事業
		非公務員	公社
			日本郵政公社
		特定独立行政法人	独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構など
			特定独立行政法人以外の独立行政法人
		非公務員	独立行政法人国民生活センター、独立行政法人都市再生機構など
			国立大学法人等
	地方	公務員	国立大学法人、大学共同利用機関法人
			公社又は特殊会社以外の特殊法人
		非公務員	国民生活金融公庫、住宅金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行、日本放送協会など
			認可法人
		公務員	日本銀行、預金保険機構など
			地方公営企業
		地方開発事業団	水道事業、自動車運送事業、鉄道事業など
			住宅事業、道路事業、水道事業など
公私合同(混合)企業	国	特定地方独立行政法人	試験研究、大学、公営企業型地方独立行政法人、社会福祉事業など
			一般地方独立行政法人
	地方	地方三公社	地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社

筆者作成

7 「国民経済計算における政府諸機関の分類」をめぐって

これで一件落着のように思える。しかし、調査を進めるうち、さらに難問にぶつかった。内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部では、国民経済計算の推計にあたって「国民経済計算における政府諸機関の分類」を公表している。そこでは、一般政府（中央政府・地方政府・社会保障基金）、対家計民間非営利団体、公的企業（非金融・金融）、民間産業扱い、の4つ又は7つに「政府諸機関」が分類されている（表6）。なお、「公的企業」については次のような説明がある。

表6 国民経済計算における政府諸機関の分類

平成16年3月末現在

	政府サービス生産者			対家計 民間非 営利サ ービス 生産者	産業			
	一般政府				対家計 民間 非営利 団体	公的企業	民間 産業 扱い	
	中央 政府	地方 政治	社会保 障基金			非金融		
中央政府								
一般会計								
公務員住宅賃貸					○			
その他的一般会計	○							
特別会計								
<事業特別会計>								
国有林野事業特別会計	国有林野事業勘定 治山勘定				○			
国営土地改良事業特別会計	○							
港湾整備特別会計	○							
空港整備特別会計	整備 管理運営	○						
道路整備特別会計	○							
治水特別会計	○							
<保険特別会計>								
厚生保険特別会計				○				
船員保険特別会計				○				
国民年金特別会計				○				
労働保険特別会計				○				
地震再保険特別会計						○		
農業共済再保険特別会計						○		
森林保険特別会計						○		
漁船再保険及漁業共済保険特別会計						○		
貿易再保険特別会計						○		
<管理特別会計>								
登記特別会計	○							
外国為替資金特別会計	○							
国立学校特別会計	○							
医療（大学病院）関係					○			
国立病院特別会計					○			
食糧管理特別会計					○			
農業経営基盤強化措置特別会計	○							
特許特別会計	○							
自動車損害賠償保障事業特別会計						○		

	政府サービス生産者			対家計 民間非 営利サ ービス 生産者	産業	
	一般政府			対家計 民間 非営利 団体	公的企業	民間 産業 扱い
	中央 政府	地方 政治	社会保 障基金		非金融	
自動車検査登録特別会計	○					
<融資特別会計>						
財政融資金特別会計						○
産業投資特別会計						○
都市開発資金金融通特別会計						○
<整理特別会計>						
電源開発促進対策特別会計	○					
交付税及び譲与税配付金特別会計	○					
国債整理基金特別会計	○					
石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計	○					
特定国有財産整備特別会計	○					
地方政府						
普通会計						
学校給食		○				
清掃事業		○				
住宅事業					○	
造林事業					○	
学校教育		○				
社会教育		○				
教育訓練機関		○				
地方政府研究機関		○				
保健衛生		○				
社会福祉施設		○				
港湾管理		○				
空港管理		○				
失業者就労事業		○				
公務員住宅賃貸					○	
一部事務組合		○				
その他の普通会計		○				
事業会計						
上水道・簡易水道事業					○	
工業用水道事業					○	
公共下水道事業		○				
交通事業					○	
電気事業					○	
ガス事業					○	
病院事業					○	
市場事業					○	
港湾整備事業	整備 管理運営				○ ○	
と畜場事業					○	
観光施設事業					○	
有料道路事業					○	
駐車場事業					○	
宅地造成事業					○	
介護サービス事業					○	
その他事業					○	
国民健康保険事業	事業勘定 直診勘定		○		○	

	政府サービス生産者			対家計 民間非 営利サ ービス 生産者	産業	
	一般政府			対家計 民間 非営利 団体	公的企業	民間 産業 扱い
	中央 政府	地方 政治	社会保 障基金		非金融	
介護保険事業	○			○		
保険事業勘定						
介護サービス事業勘定						
収益事業（競艇、競馬、宝くじ等）				○		
農業共済事業					○	
交通災害共済事業					○	
公益質屋事業	○					
公立大学付属病院事業				○		
公社						
住宅供給公社				○		
土地開発公社				○		
地方道路公社				○		
地方駐車場公社				○		
その他の会計						
財産区	○					
地方開発事業団	○					
港務局	○					
整備 管理運営	○					
特殊法人						
公社						
日本郵政公社	郵便業務 郵便貯金業務 簡易生命保険業務			○	○	
公團						
地域振興整備公團				○		
石油公團					○	
新東京国際空港公團				○		
日本道路公團				○		
首都高速道路公團				○		
阪神高速道路公團				○		
本州四国連絡橋公團				○		
都市基盤整備公團				○		
事業団						
環境事業団	○					
日本私立学校振興・共済事業団	給付經理 その他		○			
中小企業総合事業団	高度化、創業促進及び指 導研修勘定 その他	○			○	
労働福祉事業団				○		
公庫						
住宅金融公庫					○	
農林漁業金融公庫					○	
中小企業金融公庫					○	
公営企業金融公庫					○	
沖縄振興開発金融公庫					○	
国民生活金融公庫					○	
金庫・特殊銀行						
国際協力銀行					○	
日本政策投資銀行					○	
商工組合中央金庫						○

	政府サービス生産者			対家計 民間非 営利サ ービス 生産者	産業	
	一般政府			対家計 民間 非営利 団体	公的企業	民間 産業 扱い
	中央 政府	地方 政治	社会保 障基金		非金融	
官團						
帝都高速度交通官團					○	
特殊会社						
日本たばこ産業株式会社						○
電源開発株式会社						○
関西国際空港株式会社						○
日本電信電話株式会社						○
東日本電信電話株式会社						○
西日本電信電話株式会社						○
北海道旅客鉄道株式会社						○
東日本旅客鉄道株式会社						○
東海旅客鉄道株式会社						○
西日本旅客鉄道株式会社						○
四国旅客鉄道株式会社						○
九州旅客鉄道株式会社						○
日本貨物鉄道株式会社						○
その他の特殊法人						
<協会>						
公害健康被害補償予防協会		○				
地方競馬全国協会						○
日本放送協会						○
日本労働者住宅協会						○
<基金>						
年金資金運用基金	厚生年金勘定 国民年金勘定 承継資金運用勘定 総合勘定 承継一般勘定			○ ○ ○ ○		
奄美群島振興開発基金						○
社会保険診療報酬支払基金			○			
消防団員等公務災害補償等共済基金			○			
<研究所>						
日本原子力研究所					○	
<振興会>						
日本自転車振興会						○
日本小型自動車振興会						○
日本船舶振興会						○
<共済組合等>						
農林漁業団体職員共済組合	給付經理 その他			○	○	
<その他>						
日本育英会						○
放送大学学園	○					
日本中央競馬会					○	
核燃料サイクル開発機構	○					
認可法人						
銀行						
日本銀行						○
事業団						
日本下水道事業団	○					

	政府サービス生産者			対家計 民間非 営利サ ービス 生産者	産 業	
	一般政府			対家計 民間 非営利 団体	公的企業	民間 産業 扱い
	中央 政府	地方 政治	社会保 障基金		非金融	
協会						
日本公認会計士協会						○
中央労働災害防止協会						○
基金						
厚生年金基金・同連合会 給付経理						
その他				○		○
石炭鉱業年金基金						○
産業基盤整備基金						○
地方公務員災害補償基金				○		
エヌ・ティ・ティ厚生年金基金 長期経理				○		
年金経理						
その他				○		○
センター						
自動車安全運転センター						○
海洋科学技術センター						○
機構						
総合研究開発機構						○
預金保険機構						○
整理回収機構						○
産業再生機構						○
医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構				○		
農水産業協同組合貯金保険機構						○
通信・放送機構						○
銀行等保有株式取得機構						○
共済組合						
国家公務員共済組合・同連合会 給付経理				○		
宿泊、医療経理				○		
その他						○
地方公務員共済組合・同連合会 給付経理				○		
宿泊、医療経理				○		
その他						○
警察共済組合 給付経理				○		
宿泊、医療経理				○		
その他						○
公立学校共済組合 給付経理				○		
宿泊、医療経理				○		
その他						○
地方議會議員共済会 給付経理				○		
業務経理				○		
日本たばこ産業共済組合 長期経理				○		
業務経理				○		
日本鉄道共済組合 長期経理				○		
業務経理				○		
その他						
日本税理士会連合会						○
日本赤十字社 医療分						○
福祉分				○		
漁船保険中央会						○
全国農業会議所						○
全国農業協同組合中央会						○
日本商工会議所						○

	政府サービス生産者		対家計 民間非 営利サ ービス 生産者	産業	
	一般政府			対家計 民間 非営利 団体	民間 産業 扱い
	中央 政府	地方 政治	社会保 障基金		
全国中小企業団体中央会					○
全国工商会連合会					○
全国社会保険労務士会連合会					○
その他					
健康保険組合・同連合会	給付經理		○	○	
	その他				
国民健康保険組合・同連合会	給付經理		○		
	医療、施設經理				
	その他		○		○
独立行政法人					
国立公文書館	○				
通信総合研究所	○				
消防研究所	○				
酒類総合研究所	○				
国立特殊教育総合研究所	○				
大学入試センター	○				
国立オリンピック記念青少年総合センター	○				
国立女性教育会館	○				
国立青年の家	○				
国立少年自然の家	○				
国立国語研究所	○				
国立科学博物館	○				
物質・材料研究機構	○				
防災科学技術研究所	○				
宇宙航空研究開発機構	○				
放射線医学総合研究所	○				
国立美術館	○				
国立博物館	○				
文化財研究所	○				
教員研修センター	○				
国立健康・栄養研究所	○				
産業安全研究所	○				
産業医学総合研究所	○				
農林水産消費技術センター	○				
種苗管理センター	○				
家畜改良センター	○				
肥飼料検査所	○				
農薬検査所	○				
農業者大学校	○				
材木育種センター	○				
さけ・ます資源管理センター	○				
水産大学校	○				
農業・生物系特定産業技術研究機構	○				
農業生物資源研究所	○				
農業環境技術研究所	○				
農業工学研究所	○				
食品総合研究所	○				
国際農林水産業研究センター	○				
森林総合研究所	○				

	政府サービス生産者			産業	
	一般政府			対家計 民間非 営利サ ービス 生産者	公的企業
	中央 政府	地方 政治	社会保 障基金		
水産総合研究センター	○				
経済産業研究所	○				
工業所有権総合情報館	○				
日本貿易保険					○
産業技術総合研究所	○				
製品評価技術基盤機構	○				
土木研究所	○				
建築研究所	○				
交通安全環境研究所	○				
海上技術安全研究所	○				
港湾空港技術研究所	○				
電子航法研究所	○				
北海道開発土木研究所	○				
海技大学校	○				
航海訓練所	○				
海員学校	○				
航空大学校	○				
国立環境研究所	○				
駐留軍等労働者労務管理機構	○				
自動車検査	○				
統計センター	○				
造幣局				○	
国立印刷局				○	
国民生活センター	○				
北方領土問題対策協会	○				
平和祈念事業特別基金				○	
国際協力機構	○				
国際交流基金	○				
通関情報処理センター					○
日本万国博覧会記念機構				○	
科学技術振興機構	○				
日本学術振興会	○				
理化学研究所				○	
日本スポーツ振興センター				○	
日本芸術文化振興会	○	○		○	
勤労者退職金共済機構					○
高齢・障害者雇用支援機構				○	
福祉医療機構					○
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	○				
労働政策研究・研修機構	○				
農畜産業振興機構				○	
農業者年金基金	○				○
	特例付加年金勘定				○
	農業者老齢年金等勘定				
	旧年金勘定				
	農地売買貸借等勘定				
農林漁業信用基金					○
緑資源機構				○	

	政府サービス生産者			対家計 民間非 営利サ ービス 生産者	産業			
	一般政府				対家計 民間 非営利 団体	公的企業	民間 産業 扱い	
	中央 政府	地方 政治	社会保 障基金			非金融	金融	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	電源利用勘定 石油及びエネルギー需 給構造高度化勘定 特定アルコール販売勘定 アルコール製造勘定 一般アルコール勘定 その他	○			○ ○ ○ ○ ○			
日本貿易振興機構					○			
原子力安全基盤機構							○	
鉄道施設・運輸施設整備支援機構	助成勘定 その他				○			
国際観光振興機構					○			
水資源機構					○			
自動車事故対策機構							○	
空港周辺整備機構	○							
海上災害防止センター							○	
情報処理推進機構							○	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	○							
雇用・能力開発機構	○							

出典：内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部（編）（2005）(20)-(28) 頁

原則として政府により所有かつ支配されている企業で、商法その他の公法、特別立法、行政規則等により法人格を持つ公的法人企業及び生産する財貨・サービスのほとんどを市場で販売する大規模な非法人政府事業体からなる。その活動の類型、すなわち生産技術や経営形式の特性から産業として分類されるような事業所を単位とする。

公的企業は経済活動別分類では産業に、制度部門別分類では非金融法人企業及び金融機関に分類される。公的非金融法人企業の例として日本道路公団、日本郵政公社（郵便事業）等の公的法人企業や国有林野事業等の事業特別会計があげられる。一方、公的金融機関としては財政融資資金等の金融業務を営む特別会計や国際協力銀行、日本政策投資銀行、各公庫等の政府関係金融機関が該当する。また、中央銀行は公的金融機関とするという国民経済計算の考え方に基づき、日本銀行は公的金融機関に含められる。

[内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部（編）（2005），525頁]

してみると、国民経済計算における「公的企業」が「公企業」に、「民間産業扱い」が「公私合同（混合）企業」に、それぞれ該当しそうなものであるが、筆者作成の上記の表は必ずしもそうはないのである。

例えば、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律上、国有林野事業は治山事業を含むと

明記されているが、治山事業は国民経済計算上、「一般政府」に属する。しかし以下、「一般政府」と「公的企業」とは区別しないこととしよう。

「一般政府」又は「公的企業」に属するはずの特殊法人のうち、商工組合中央金庫、地方競馬全国協会、日本放送協会、奄美群島振興開発基金、日本自転車振興会、日本小型自動車振興会及び日本船舶振興会は、国民経済計算上、既に「民間産業扱い」に属している。

同じく「一般政府」又は「公的企業」に属するはずの認可法人については、未だに民営化されていないはずの総合研究開発機構、日本赤十字社の医療分、預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構を含む認可法人の多くは、国民経済計算上、既に「民間企業扱い」に属しており、日本赤十字社の福祉分は「対家計民間非営利団体」に属している。

独立行政法人のほとんどは、国民経済計算上、想定通り「一般政府」又は「公的企業」に属しているが、平和記念事業特別基金、日本万国博覧会記念機構、高齢・障害者雇用支援機構及び農業者年金基金のうち農地売買貸借等勘定は「対家計民間非営利団体」に属しており、通関情報処理センター、勤労者退職金共済機構、農業者年金基金のうち特例付加年金勘定及び農業者老齢年金等勘定、農林漁業信用基金、原子力安全基盤機構、自動車事故対策機構、海上災害防止センター並びに情報処理推進機構は「民間産業扱い」に属している。

特殊法人だから、認可法人だから、独立行政法人だからと一括してまとめた筆者作成の表よりも、一つ一つの機関について判定した内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部による表の方が、おそらくは信憑性が高いと言うべきものなのであろう。それにしても、改めて、「実態を無視して、無理にまとめたところで、害あって益がないことにもなり、また、せいぜい言葉の遊戯に終わってしまう危険性がある」ことを痛感する次第である。

ところで、一つ宿題が残されていた。それは、民法法人の形態を取る第三セクターや国立大学法人が公私合同（混合）企業又は公企業に含まれるのであれば、第三セクター以外の民法法人や学校法人等いわゆる「企業」にはなじまないと思われる民間法人の扱いをどうするかということであった。これについては、国民経済計算上、「対家計民間非営利団体」がヒントになると思われる。「対家計民間非営利団体」に関連して、「対家計民間非営利サービス生産者」との項目について次のような説明がある。

他の方法では効率的に提供し得ない社会的、公共的サービスを利益追求を旨とすることなく家計へ提供する団体を対家計民間非営利団体という。これを生産者として把握する場合、対家計民間非営利サービス生産者と呼ぶ。対家計民間非営利団体は、ある特定の目的を遂行するために集まった個人の自発的な団体であり、その活動は通常会員の会費や家計、企業、政府からの寄付、補助金によってまかなわれる。労働組合、政党、宗教団体等のほかに、私立学校の全てがこれに含まれる。

[内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部（編）（2005），535頁]

こうなると、民法法人やNPO法人も対家計民間非営利団体ということになりそうだが、してみると民法法人の形態を取る第三セクターも対家計民間非営利団体ということになるのであろうか。しかしここまで来ると、本当に訳が分からなくなってくる。

ともあれ、以上の細かな話を生徒に教える必要は全くないばかりか「害あって益がない」と断言できようが、少なくとも嘘だけは教えぬよう、教員としては心すべきものと思われる。それでは企業の種類又は分類については全く触れない方がいいのかと言えばあながちそうでもなく、近年におけるいわゆる民営化や特殊法人改革をめぐる議論の枠組の理解にとって重要性を⁽³⁵⁾持っているものと思われる。

IV おわりに

以上、いささか重箱の隅を突き過ぎたかも知れないが、学説上の見解の相違にわたる部分には踏み込むことなく、客観的な事実関係に即して、「公民」教科書・資料集の問題点及び留意点について検討を行ってきた。教科書・資料集の執筆時点における明らかな間違いは論外にせよ、執筆以後における世の中の動きの変化によって結果的に「間違い」となってしまう部分については、⁽³⁶⁾科目の性質上、ある程度はいたし方のない面があるであろう。

問題は、実際の授業の段になって、それをどのように補足していくかである。筆者の場合は、扱うことが求められる範囲として教科書・資料集の内容をあらかじめ頭の中に入れておいた上

(35) 実際、今年度の大学入試センター試験の「政治・経済」において、

- ① 高速道路の建設・管理を行ってきた日本道路公団など道路関係4公団は、累積債務や事業の非効率性などへの批判を受けて、民営化された。
- ② 戦後の住宅難解決にあたった日本住宅公団は、住宅事情の改善もあり、現在では新規の分譲住宅建設事業を行わない都市再生機構に改組された。
- ③ 中央省庁改革の一環として、郵便事業を担う組織は、郵政省から郵政事業庁を経て日本郵政公社となった。
- ④ 衛星放送やケーブルテレビなど放送メディアが多様化したため、日本放送協会の特別の地位は廃止され、他の民間放送事業者と同等となった。

のうちから適当でないものを一つ選べという問題が出題された。明らかに④が適当でないとして解答そのものは容易であるが、その他の選択肢（特に②）そのものの適否の判断にはかなり迷うのではないかと思われる。

(36) あまりにタイムリーさを追求するのもよしあしかも知れない。高等学校「政治・経済」資料集には、「卷頭特集」として「夢は社長になること！」との項目があり、卷頭特集4頁には、ソフトバンク、楽天及びライブドアの企業プロフィール並びにそれぞれの企業の社長についての説明が掲載されている。同資料集は2005年中に編集され、2006年4月に生徒の手に渡ることが想定されているが、「上場年月日：2000年4月6日」「売上高（2004年単独）：約108億円」などと紹介されているライブドアが、粉飾決算を理由に2006年4月14日に上場廃止になり、また顔写真付きで紹介されている堀江貴文氏が社長を辞任して刑事被告人になろうとは、まさに「想定外」であったであろう。

で、それらの内容に訂正・補足が生じることがないかどうか、常にアンテナを張り巡らせておき、必要に応じて新聞記事や白書等のプリントを配布したりしてきたものである。具体的には、消費者問題に関して2004年に「消費者保護基本法」から改称された「消費者基本法」の条文、2004年に口語化を目的として全面改正された民法の条文（「未成年者の法律行為」の第5条等）及び独立行政法人国民生活センター発行の『くらしの豆知識』、金融に関して2005年4月1日からのペイオフ全面解禁を扱った新聞記事、マクロ経済に関して景気拡張期間が2005年9月で戦後3番目の長さの44カ月目に入ったと報じる新聞記事、財政に関して『図説日本の財政』（東洋経済新報社）及び『図説日本の税制』（財経詳報社）、社会保障に関して『厚生労働白書』及び2005年10月31日に衆院本会議で成立した障害者自立支援法に関する新聞記事、公害問題に関して2005年10月3日に水俣病の未認定患者が損害賠償を提訴するとの新聞記事、国際経済に関して2005年の所得収支の黒字が貿易黒字を上回ったとの新聞記事等を配布してきた。その他、教科書・資料集の「間違い」については隨時訂正を生徒に指示し、また山本雅康教諭とも認識の共有化に努めてきたところである。

このように緊張感をもって1年間を過ごしてきたことは筆者自身にとっても大変勉強になることであった。しかしながら、常に自己研鑽に努めるのは教員として当然のことであるとは言え、個々の教員にそのような負担を強いるのはいささか酷ではないか、中には間違いに気付かずにそのまま生徒に教える教員もいるのではないかという気がしてならない。実際、筆者自身、資料集の年表の間違いについて生徒から指摘されるまで気付かなかったことがあり、また3学期を終えて本稿執筆中に初めて気付いた間違いもいくつかある。お恥ずかしい限りである。

筆者自身はもともと教科書検定には批判的な立場であり、たとえ内容に間違いがあろうとも現場の教員を通じた「市場」によって淘汰されていくはずであると思っていた。ところが、たまたま今回組上に載せた資料集だけの問題なのかも知れないが、数年に一度の教科書検定と異なり毎年改訂版が発行され、小回りが利くがゆえに世の中の動きの変化に伴って結果的に生じる「間違い」が教科書よりは少ないはずの資料集の方に、執筆時点における明らかな間違いが多く見られたことは残念なことであった。

山本雅康教諭は、教科書・資料集に疑問があると折に触れて出版社に問い合わせてこられたとのことであり、筆者もそれに甘えて自分から出版社に連絡を取ることはしてこなかったが、教諭によると、本稿で取り上げた教科書・資料集の出版社に限った話ではないが、間違いに気付いた出版社はたいてい恐縮して「貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。次回改訂の際には必ず訂正いたします」などとしながらも、既にある教科書・資料集については、「誠に申し訳ございませんが、授業でのご指導の際、ご配慮いただければ幸いでございます」などとするのみで、刷り直しはもちろんのこと、全国の採択校に訂正を配布することはまずしないとのことである。2002年12月17日には、東京書籍の中学校公民教科書が新潟県中里村の「雪国はつらつ条例」を「雪国はつらいよ条例」と誤って掲載しあつ村名も「中里町」

と誤記したことについて、同村が抗議し同社も各中学校に「訂正とお詫び」を配布した旨、各紙が報じて話題になったが、このような対応は実は異例とのことである。これでは、間違いを改めることよりも、間違いが発覚しないことを心掛けているのではないかとつい邪推したくなる。

ところで、本稿で扱った教科書を発行する東京書籍は「東書 E ネット」(<http://ten.tokyo-shoseki.co.jp/>)、同じく資料集を発行する東京法令出版は「TOHO ホームページ」(<http://toho.tokyo-horei.co.jp/>)、をそれぞれインターネット上に開設しており、最新データを提供していると称している。しかしながら、確かにいくつか時事問題に関する資料が掲載されており、それはそれで有益ではあるが、現に発行されている教科書・資料集に即しての訂正・補足をこそまず掲載するべきではないだろうか。訂正・補足箇所が発覚するたびに全国の採択校に郵送するなりFAXを流すなりするのはコストも掛かることであるし、殊に執筆時点での明らかな誤りとは言い難い新法成立や法律改正等についてはあまり現実的ではない。また、例えば高校1年生で「現代社会」を習った生徒が大学入試センター試験を「現代社会」で受けようとする際に、2年前に指導した内容のうち、「復習する部分」「付け加えていく部分」「訂正する部分」のそれを区別して指導するのは相当に困難と混乱が予想される。しかしこうした問題も、インターネットにおいて、過去に発行されたそれぞれの教科書・資料集ごとに訂正・補足を掲載していくれば対応が容易になるのではないだろうか。

とは言え、あるいは筆者は的外れなことを主張しているのかも知れない。周知のように旧文部省は、「[ゆとり] の中で自ら学び自ら考える力などの [生きる力] の育成を基本」[文部科学省(2005), 1頁] とすることとの1996年7月の中央教育審議会第一次答申による提言を受けて現行学習指導要領を制定したのであるが、特に高等学校学習指導要領の「現代社会」においては、「的確な資料に基づいて、社会的事象に対する客観的かつ公正なものの見方や考え方を育成するとともに、学び方の習得を図ること。その際、統計などの資料の見方やその意味、情報の検索や処理の仕方、簡単な社会調査の方法などについて指導するよう留意すること」[文部科学省(2005), 140-141頁] と規定されている。すなわち、教科書・資料集を鵜呑みにすることなく、「的確な資料に基づいて」批判・検討を加え、かつ、その後の世の中の動きの変化にも自ら対応していくように「学び方の習得を図る」ことこそが指導されるべきであるというのである。また、「基本的な事項・事柄を精選して指導内容を構成するものとし、細かな事象や高度な事項・事柄には深入りしないこと」[文部科学省(2005), 140頁] ともある。そうであるとすれば、「学び方」ではなく「学ぶべき知識内容」そのものに教員が躍起になることは、かえって生徒の（「学び方」についての）学ぶ機会を奪ってしまうことにもなりかねない。

筆者自身、学習指導要領に従うべく、特に公民の教科書の内容は世の中の動きにつれて常に変わっていくものであり、基本的なことは学校で教えるが後は自分で学んでいくしかないこと、

そのための一つの有効な手段として新聞を読む習慣を身に付けるべきことを生徒に説き、それを実現すべく生徒による新聞記事の発表を授業に取り入れたりもしたのであったが、何分にも手探りで、その教育成果には忸怩たるものがある。思うに、「学び方の習得を図る」ことなどは大学のそれも上回生でのゼミナール等を通じて学んでいくことではなかったかと記憶するが、アジア諸国の追い上げの中、日本が先進国地位を保ち続けるためには、どんどん高度な内容を下の学年に下ろしていかなければならない、そのための時間を捻り出すのが文部科学省の言う「ゆとり教育」なのであろうか。

ともあれ、本稿が何らかの形で関係者各位の参考になれば幸いである。

参考文献

【教科書・資料集】

- 市川格ほか（編）[2006]『テーマ別資料 政治・経済 2006』東京法令出版。本稿では「高等学校「政治・経済」資料集」と略記。
- 佐々木毅ほか（2006）『現代社会』東京書籍、2002年3月20日検定済、2006年2月発行。本稿では「高等学校「現代社会」教科書」と略記。
- 田邊裕ほか（2004）『新しい社会 公民』東京書籍、2001年3月30日検定済、2004年2月発行。本稿では「中学校「公民」教科書」と略記。

【一般の参考文献】

- 一瀬智司ほか（編）(1977)『公共企業論』(有斐閣双書)有斐閣、1977年7月。
- 井戸田侃ほか（編）(1982)『岩波 六法全書 昭和57年度』岩波書店、1982年2月。
- 菅野和夫（2005）『労働法 第七版』(法律学講座双書)弘文堂、2005年4月。
- 行政管理センター（2002）『特殊法人総覧 平成14年版』行政管理研究センター、2002年9月。
- 厚生労働省（編）(2005)『平成17年版 厚生労働白書 地域とともに支えるこれからの社会保障』ぎょうせい、2005年8月。
- 総務省行政評価局（監修）(2005)「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性——政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘——」『行政評価月報』通巻第555号、2005年12月、39-44頁。
- 総務省統計研修所（編）(2005)『第五十五回 日本統計年鑑』日本統計協会、2005年11月。
- 政策評価・独立行政法人評価委員会 [2005]『独立行政法人評価年報 平成16年度版』政策評価・独立行政法人評価委員会。
- 政策評価・独立行政法人評価委員会（監修）(2005)『独立行政法人総覧 平成16年度版』財團法人行政管理研究センター、2005年6月。
- 独立行政法人国民生活センター（編）(2004)『くらしの豆知識 2005』独立行政法人国民生活センター、2004年10月。
- 独立行政法人国民生活センター（編）(2005)『くらしの豆知識 2006』独立行政法人国民生活センター、2005年9月。
- 内閣府経済社会総合研究所（編）(2004)『経済要覧 平成16年版 (2004)』独立行政法人国立印刷局、2004年6月。

- 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部（編）（2005）『平成17年版 国民経済計算年報』メディア
ランド、2005年6月。
- 林健久（編）（2003）『地方財政読本 第5版』東洋経済新報社、2003年5月。
- 文部科学省（2004）『中学校学習指導要領（平成10年12月）解説 一社会編一』大阪書籍、1999年9
月初版、2004年10月一部補訂。
- 文部科学省（2005）『高等学校学習指導要領解説 公民編』実教出版、1999年12月初版、2005年1月
一部補訂。

【インターネット上の参考文献】

- 経済企画庁経済研究所（2000）『我が国の93SNAへの移行について（暫定版）』2000年11月、
<http://www5.cao.go.jp/2000/g/1115g-93sna/93snamenu.html>。
- 行政改革推進事務局「特殊法人・認可法人等について」
<http://www.gyoukaku.go.jp/siryou/tokusyu/about.pdf>。
- 行政改革推進事務局「特殊法人等整理合理化計画の実施状況（組織形態）」
http://www.gyoukaku.go.jp/siryou/tokusyu/seiri_gouri.pdf。
- 総務省行政管理局「独立行政法人一覧（平成17年10月1日現在）」
⁽³⁷⁾
http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/pdf/satei2_01_03.pdf。
- 総務行政管理局「独立行政法人一覧（個別法成立116法人）」
⁽³⁸⁾
http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/pdf/satei2_01_03.pdf。
- 総務省行政管理局「特殊法人一覧（平成18年1月23日現在：38法人）」
⁽³⁹⁾
http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/pdf/satei2_10_01.pdf。
- 総務省行政管理局「所管府省別特殊法人一覧（平成18年1月23日現在）」
⁽⁴⁰⁾
http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/pdf/satei2_10_01.pdf。
- 総務省行政管理局「特別の法律により設立される民間法人」
http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/pdf/satei2_03_01.pdf。
- 総務省行政管理局「特別の法律により設立される民間法人一覧（平成17年10月1日現在：37法人）」
http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/pdf/satei2_051031.pdf。

-
- (37) 本稿校正中に同一URLにて「独立行政法人一覧（平成18年4月1日現在）」に置き換えられていることが判明。
- (38) 本稿校正中に同一URLにて「独立行政法人一覧（個別法成立106法人（うち未施行2法人））」に置き換えられていることが判明。
- (39) 本稿校正中に同一URLにて「特殊法人一覧（平成18年4月1日現在：38法人）」に置き換えられていることが判明。
- (40) 本稿校正中に同一URLにて「所管府省別特殊法人一覧（平成18年4月1日現在）」に置き換えられていることが判明。